

## 平成29年度 社会福祉法人明照福祉会 事業計画

改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立し、平成29年4月1日に全面施行されます(一部は平成28年4月1日に施行)。この改正社会福祉法の施行により、社会福祉法人は法律によって、これまで以上に高い公益性や非営利性を確保すること、国民に対する説明責任を果たすこと、地域社会に貢献すること等が求められるとともに、これらを確実に実行することができるガバナンスを構築することが求められます。今回の社会福祉法改正の背景には、これまでに社会福祉法人が経験したことの無い社会からの厳しい批判があり、法改正が行われた今も批判は続いていることから、この批判を真摯に受け止め、今回の法改正を一つの契機として、自らのあり方を常に見直し、法や社会が求める以上の高い公益性や非営利性の確保、そのためのガバナンスのあり方等を追及し続ける必要があります。

国の福祉政策の動向を見ると、厚生労働省が、平成27年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン - (以下「ビジョン」という。))」を発表し、平成29年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)(以下「改革工程」という)」を示しました。

ビジョンでは、今後の福祉サービスのあり方として、「対象を限定しない地域包括支援」「相談支援のワンストップ化」「アウトリーチ」「複合的なニーズへの対応」「伴走型支援」「新たな地域資源の創造」がポイントとしてあげられ、このビジョンの一部は、平成28年度から実際に取り組みられています。また、改革工程では、ビジョンで示された内容を踏まえた上で、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトに今後の改革を進めていくとされ、予算による対応に加え、介護保険や障がい福祉等の制度改正を行なっていくとされています。そのため、平成30年度に予定されている3年に一度の制度改正も、改革工程に基づいて実施されることになることから、今後は、国が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法人として役割を果たしていくことが重要になってくると考えられます。

平成28年度は、「相談支援」と「ホームヘルパー派遣」に関する事業強化を目的に組織再編を行い、新規事業を開始しました。このことは「相談支援のワンストップ化」や「複合的なニーズへの対応」、「対象を限定しない地域包括支援」等を目指したものであり、今後も力を入れて取り組む必要があります。

平成29年4月1日付けで、認可保育所であった原口保育園を幼保連携型認定こども園に移行し、原口こども園とします。これまで、いわゆる共働き世帯しか利用できませんでしたが、今後は、3歳以上の児童については、対象を限定せずに受け入れることができます。今回の移行は、地域のニーズに応える形で行うことになりましたが、今後も、多様な地域のニーズに柔軟に対応する必要があります。

上記のことを含め、これまで本会が取り組んできたことを振り返ると、まさに「地域共生社会」の実現を目指したものであるといえます。これまで本会が目指し、取り組んできたことは、国が目指す方向性と違いがないといえます。今後も、今以上に法人内のあらゆるサービスを「面」でつなぎ、地域において積極的に展開することで、「地域共生社会」の実現に向けて役割を果たしていく必要があります。

平成30年度は、3年に一度の制度改正が行なわれます。これまでも制度改正のたびに経営環境が厳しくなってきましたが、今回も、今まで以上に厳しい改正内容となることが予想されます。厳しい経営環境の中でも、10年後、20年後も明照福祉会が存在し続けるためには、制度改正が行なわれる前の平成29年度中に様々な取り組みを行う必要があります。

既存事業のサービスの質の向上を図ることは勿論ですが、あらゆる環境の変化に対応するためには、新たな取り組みに挑戦することも必要です。地域が要望することであれば、その事業化について前向きに検討し、取り組む姿勢が必要です。また、既存事業のサービスの質の向上についても、既存の枠内だけで取り組んでいては限界があるため、既存事業から派生することにも積極的に取り組む必要があります。その一環として、平成29年度は、児童福祉部門に障がい児を専門的に受け入れるための事業所の設置や、障がい福祉部門における新たなサービス種類の事業所の開設に取り組めます。経営環境が変わる前に自らを変化させなければ、変化への対応が後手に回ってしまうため、平成29年度は、平成30年度以降の変化に対応できる組織へと生まれ変わる1年とします。

社会福祉法人は、依然として大きな変革の波の中に置かれています。変わりゆく制度、新たな課題等に対応することは勿論ですが、目先の変化への対応に注力しすぎると、物事が大きく変わる中でも変わることのない大切なことを見落としてしまうことがあり、結果として表面を繕うだけの対応となってしまう。

「福祉」とは、人々の「幸せ」であり、「福祉の仕事」は、人々が幸せに暮らしていくことを支えることです。それぞれの時代において、優先して取り組むべき福祉的課題は異なりますが、「人々が幸せに暮らしていくことを支える」という考え方は、どの時代においても共通する、変わることのない大切な考え方であり、これこそが社会福祉法人が活動する際の共通の「理念」であるといえます。物事が大きく変わる時だからこそ、私たちは何のために働いているのか、誰のために仕事をしているのかということを改めて考える必要があり、すべての職員が、この「理念」を共通基盤として、制度改正や新たな課題に取り組むことが必要です。

平成29年度は、社会福祉法人としての「原点」に立ち返り、「理念」を自ら見つめ直すとともに、今後の福祉を取り巻く環境の変化等に対応するため、次の7つの重点事項について、具体的に取り組みます。

#### (1) 平成30年度の制度改正への対応

制度改正のたびに経営環境が厳しくなっていることから、平成30年度以降は、さらに厳しい状況となることが予想されます。厳しい経営環境の中でも、10年度、20年後も存在し続けることができる社会福祉法人となるための取り組みを進めます。

#### (2) 制度内の福祉サービスの充実・強化

制度改正による問題を解決し、その上で、既存の施設・事業所のサービスの質を高める取り組みを行うことで、利用者等の様々な問題の解決を図り、生活の安定を支援します。そのために必要であれば、新たな取り組みに挑戦し、また、既存事業から派生する取り組みの事業化を図ります。

利用者等のサービスへの満足度が向上することにより、安定した施設・事業所の経営を行うことができ、経営が安定することにより、「制度外の福祉サービス」へ挑戦できる環境を整えることができます。

#### (3) 制度外の福祉サービスの充実・強化

既存の制度等では対応できない新たな課題やニーズに対して、社会福祉法人の使命、責務として、必要に応じて新たなサービスを創りだすなど積極的に対応し、その課題解決を図ります。

#### (4) 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、法に規定されたから行うものではなく、社会福祉法人であれば行うことが当然のことであるという意識の下、本会の地域社会への貢献のあり方をあらゆる角度から見直し、真に地域社会が必要としている活動に取り組めます。

既存の配食サービスやスマイルクラブ、みやざき安心セーフティネット事業等を充実・強化するとともに、地域の要望に応じて、必要な取り組みの事業化に、積極的に取り組みます。

#### (5) 情報公開及び情報提供の推進

「社会福祉施設は知っているが、社会福祉法人は知らない。」という地域住民が多いことから、社会福祉法人として自らの情報を積極的に公開し、本会が取り組んでいることなどを情報発信することで、社会福祉法人の認知度を高める必要があります。また、職員が積極的に地域で向くことで、地域の方々と顔の見える関係となり、双方向での情報の伝達が行なえるように努めます。このような取り組みを図ります。

#### (6) 災害への備え

日頃から災害による被害を最小限にとどめる事前の取り組みを行うとともに、災害が発生した時には、利用者等の生命の安全を第一に、即対応できる体制の整備に努めます。

また、宮崎市が進めている福祉避難所について、施設・事業所の地理的環境や物理的環境等が適しているのであれば、積極的にその指定を受け、災害時において地域に貢献できるよう、その環境の整

備に努めます。

#### (7) 人材の確保と育成

人材の確保が困難な中でも確実に人材を確保し、確保した人材を社会福祉法人の一員として育成するとともに、離職せず働き続けることができる環境を整備する必要があります。

また、上記(1)～(6)を実現可能とするためには、サービスの提供に携わる職員一人ひとりの知識、技術、意識の向上を図ることが必要です。特に意識の向上については、改正社会福祉法の趣旨を理解し、社会福祉法人の一員であるという自覚を強く持つことが必要であり、そのための職員研修等の充実を図ります。

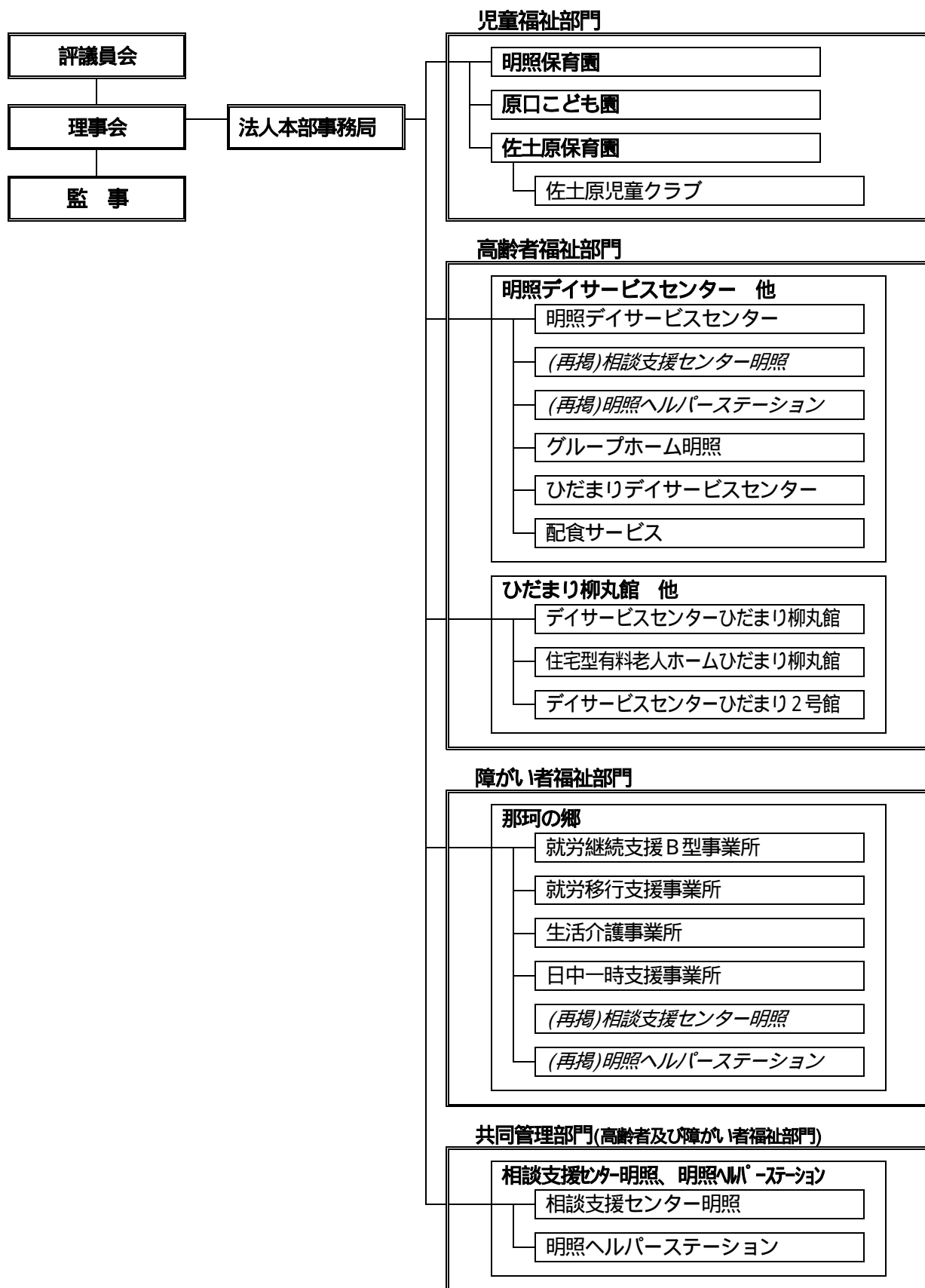
平成29年度は、上記のような現状認識のもと、法人としての重点事項に基づき、各施設・事業所において事業を実施します。

また、個々の施設・事業所ごとの取り組みに加え、地域公益活動についても、関係部門の横断的な連携による取り組みを強化するため、さらに充実・強化する事業について、個別の事業計画を作成し、取り組みます。

各部門における主な取り組み内容については、次のとおりです。

- P 4 ~ 平成29年度社会福祉法人明照福祉会組織図
- P 5 ~ 各施設・事業所の概要
- P 7 ~ 施設・事業所別事業計画

平成29年度社会福祉法人明照福祉会組織図



## 各施設・事業所の概要

### 児童福祉部門

#### 1 明照保育園（認可保育所）

定員90名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」「休日保育」等を実施

その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

#### 2 原口こども園（幼保連携型認定こども園）

定員105名（1号認定：15名、2号・3号認定（90名））

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施

その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

自主事業として「学童保育事業」を実施

「病後児保育」については、必要な職員体制が整い次第、実施の予定

#### 3 佐土原保育園（認可保育所）

定員60名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施

その他、補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

自主事業として「学童保育事業」を実施

「佐土原児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を併設

宮崎市からの受託事業

定員44名（佐土原小学校在学の6年生までが対象）

### 高齢者福祉部門

#### 1 明照デイサービスセンター 他

##### (1) 明照デイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員45名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

##### (2) 再掲 相談支援センター明照（指定居宅介護支援事業所）

##### (3) 再掲 明照ヘルパーステーション（指定(介護予防)訪問介護事業所）

##### (4) グループホーム明照（指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所）

定員9名（1ユニット）

##### (5) ひだまりデイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員16名

報酬単価：小規模

サロン事業を実施

平成28年4月1日付けで「地域密着型通所介護事業所」へ移行

##### (6) 配食サービス事業

月曜日から土曜日の昼食及び夕食の配食

1食あたり450円（主食抜きの場合400円）

#### 2 ひだまり柳丸館

##### (1) デイサービスセンターひだまり柳丸館（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員 21名  
報酬単価：小規模  
サロン事業を実施  
平成29年6月以降に小規模の地域密着型通所介護に移行する予定。

**(2) 住宅型有料老人ホームひだまり柳丸館**

定員 21名（個室15部屋、2人部屋可能3部屋）  
老人福祉法第29条第1項に規定されている事業

**(3) デイサービスセンターひだまり2号館（指定(介護予防)通所介護事業所）**

定員 28名  
報酬単価：通常規模  
サロン事業を実施

**障がい者福祉部門**

**1 那珂の郷**

**(1) 就労継続支援B型事業所**

定員 20名  
非雇用契約型による就労や生産活動の機会を提供する

**(2) 就労移行支援事業所**

定員 6名  
一般就労へ向けた取り組みを実施

**(3) 生活介護事業所**

定員 14名  
利用対象者  
常時介護が必要な障がい者であって、障がい程度区分が3（施設入所支援を併せて利用する場合は区分4）以上である方、又は年齢が50歳以上で、障がい程度区分2（施設入所支援を併せて利用する場合は区分3）以上である方

**(4) 日中一時支援事業所（地域生活支援事業）**

定員 10名  
利用対象者  
中学生以上の知的障がい児・者

**(5) 再掲 相談支援センター明照（相談支援事業）**

**(6) 再掲 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）**

**共同管理部門（高齢者福祉部門及び障がい者福祉部門）**

**1 相談支援センター明照**

高齢者福祉及び障がい者福祉に関する相談支援に係る事業を実施する。

**(1) 居宅介護支援事業部門**

介護保険における指定居宅介護支援事業を実施。  
老人在宅介護支援センター事業を実施。

**(2) 相談支援事業部門**

障害者総合支援法における特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施。

**2 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）**

介護保険法及び障がい者総合支援法に基づく高齢者及び障がい者へのホームヘルパーの派遣、制度外サービスとして有償ホームヘルプサービス事業を実施する。

**(1) 訪問介護事業部門**

介護保険法における訪問介護事業

**(2) 居宅介護等事業部門**

障害者総合支援法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業を行う。

# 明照保育園

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

豊富な自然環境や社会資源を活かし、明るく素直な心、おもいやりのある心、自分で考え行動する力、健康で元気に活動する力を培うことを目標とし、一人ひとりの発達過程に応じた保育を行います。

### 2 目指す保育園像、園児像、保育士像

#### (1) めざす保育園像

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する保育園  
家庭とともに、子育ての良きパートナーとしての信頼関係を築き、保護者の養育力を支えることができる保育園。  
地域、近隣施設との交流や、自然環境を多いに生かし、豊かな感性を育む保育園

#### (2) あるべき子どもの姿

笑顔であいさつできる子ども  
感謝の気持ちや思いやりの心を持つ子ども  
自然に親しみ好奇心や探究心を持つ子ども  
心身ともに明るく健康な子ども

#### (3) めざす保育士像

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する保育士  
個性を生かし伸ばせる保育士  
保育士として資質の向上に努め苦手な分野に自ら取り組む姿勢を持つ保育士  
一人ひとりに愛情を持って寄り添い信頼関係を結べる保育士

### 3 基本方針

近年の社会情勢の変化による、保護者の保育ニーズの変化への対応や、保護者が安心して子育てをするためにはどうあるべきか、就学前の子どもたちの教育と保育をどのように充実させていくかという観点から明照保育園では、

友だちや保育者への信頼感など、人との関わりの中で豊かな社会性と思いやりの心を育みます。

生活の基礎を知り自らやり遂げようとする向上心、相手を認め自分を認める自己肯定感を育みます。

五感で感じることを大切にし、体験から学び考える力を育みます。

規律ある生活の中で、よく遊び、よく学び、よく食べ、よく寝るなど健やかな生活習慣を育てます。

また、身近な自然環境や地域の社会資源を大いに活かし、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うよう努めます。

### 4 重点事業

#### (1) くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たします。

子どもとの信頼関係を基盤とし、一人ひとりの気持ちを、受容、共感しながら生理的欲求を満たします。

一人ひとりの子どもが友だちや保育者との相互的な関わりを深める中で、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持ち伸び伸びと主体的に活動できるように成長を支援します。

特別支援について学びを深め、支援対象児が他児と共に成長できるように保育します。

**(2) 子どもが経験を積み重ねていく姿を様々な側面からとらえ、総合的な保育を行います。**

**健康**

健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけます。(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔)

子どもが進んで体を動かし、様々な遊具や用具を使った運動、子どもが遊びこめる環境の充実を図ります。

病気の予防に必要なことに積極的に取り組み、自分の健康に関心をもてるようにします。

**人間関係**

友達や保育者、世代間との交流を深め、思いやり・親しみ・愛情・信頼関係を持つようにします。(異年齢児交流、高齢者交流等・地域の方とのふれあい)

**環境**

身近な環境に興味や関心を持ち、様々な体験を重ね、生活に取り入れることができるようにします。

自然等身近におこる事象に関心をもてるようにします。(天気・季節)

**言葉**

言葉のやり取りを楽しむ中で、自分の気持ちを表現し、挨拶の習慣等も身につけるようにします。

友だちや保育者などと話をする中で自分の気持ちを表現し、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、コミュニケーション能力を育みます。

**表現**

いろいろな素材に触れ、えがいたり、つくったりし、自分なりの表現を楽しめるようにします。(水・砂・土・紙・粘土等)

様々な楽器に触れ、音に親しみ、リズムに合わせて、体を動かしたり、歌うことや、楽器を使う楽しさを味わえるようにします。

**(3) 子どもたち全員の健康及び安全の確保に努めます。**

施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を適切な状態に保持し、設備、用具等の安全点検に努めます。

健康診断や身体計測により、子どもの発育・発達などの健康状態を把握します。

不審者対策や災害発生などに備え、危険個所の点検や避難訓練を十分にを行い、安全対策のために職員の共通理解や、体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力のもと、安全な指導を行うよう努めます。

「お・は・し・も」を基本とし自ら安全を守れるよう指導を行います。

**(4) 毎日の生活と遊びの中で、意欲を持って、季節に沿った食に関する体験を積み重ねます。**

日々の食事やクッキング等の活動を通して、様々な素材にかかわり、調理することに関心を持てるようにします。

家庭と連携し、子どもの状態に応じて摂取方法や摂取量に考慮し、食べることができるような工夫を行います。

自然の恵みや食材、調理する人への感謝の気持ちを育みます。

野菜の栽培をすることでさらに食材への関心を高めます。

**(5) 保護者の気持ちを受け止め、安定した親子関係や養育力の向上をめざすとともに、地域のニーズに合わせた子育て支援を行います。**

延長保育、一時保育、休日保育、園庭開放などの特別保育を実施します。

地域の方々との交流を深め、世代間交流の充実を深めます。

連絡ノートや、日々の送迎時の対話や保護者が参加する行事を大いに活用し保護者の気持ちや、悩みを直接聞き取る機会ととらえ、ともに子育てをする中での共通理解を図ります。

子どもの障がい、発達上の問題が見られる時には専門機関と連携し、保護者の心に寄り添いながら支援していきます。

**(6) 地域の保・幼・小・中との関わりの中で職員同士の情報交換、相互理解等の連携を図り、子ども達の成長を見守る環境を整えていきます。**

地域の方や、小、中学校との交流、法人内の施設との交流を通して、思いやりの気持



ちを育みます。

職員同士の交流及び情報共有によって、相互理解を図ります。

**(7) 日々の保育活動の中で運動遊びを取り入れ体育遊びの充実を図ります。**

走る、跳ぶ、投げる、登るなど、様々な動きを取り入れた体育遊びの充実を図ります。  
ルールのある遊びや固定遊具、運動用具を大いに活用し十分に体を動かします。  
昔ながらの伝承遊びやわらべうたを積極的に取り入れ体と心を育てます。

**(8) 職員の資質の向上を図ります。**

外部研修への参加、園内研修の充実等により、職員の資質向上を図ります。  
全職員が全園児の状況や行事、日常保育の内容を共通理解し把握するよう努めます。

**(9) 子ども一人ひとりの個性を把握し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。**

子どもの活動を保障し集中する体験を大切にします。  
「遊び」「食べる」「寝る」それぞれ満足いくまで見守ります。  
乳幼児期の個々の個人差を認め、特性を受け入れ、時間で区切ることを緩やかにし、無理のない生活の流れの中で保育を展開します。  
子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録し、職員間の情報共有や各種関係機関との連携に活用するとともに、保育内容の見直しを定期的に行います。

**5 年間事業計画**

月	事業名等
4月	入園・進級式、花祭り参観日、父母の会総会、お見知り遠足(弁当の日)、こいのぼり会
5月	芋の苗植え、内科検診、菖蒲見学、親子遠足・交通安全教室
6月	歯科検診、社会見学(年長・年中児)
7月	プール開き、七夕の集い、お泊り保育(年長児) 参観日、園外保育(弁当の日)
8月	納涼祭
9月	祖父母参観日、運動会予行練習
10月	奉仕作業、運動会、芋掘り、クッキング・園外保育(弁当の日)
11月	七五三参り、内科検診、修園旅行(年長児) 発表会予行練習、発表会公開リハーサル
12月	発表会、もちつき、クリスマス会、クッキング、終業式
1月	始業式、消防署立会い避難訓練、園外保育(弁当の日)
2月	節分、小学校見学(年長児) マラソン大会
3月	もちつき、ひなまつり会、お楽しみ遠足、ミニお別れ会、卒園式、修了式

注) 全ての行事が全園児参加の行事とは限りません。特定のクラスや年齢の児童のみが参加する行事があります。

その他

(1) 毎月行なう行事

誕生会・(誕生児の保護者試食会) 新入園児紹介、身体計測、避難訓練、15分体操の日(異年齢交流)、デイサービス交流、グループホーム交流、地域いきいきサロン参加、異文化交流

(2) 園外保育(季節、年齢に応じて行う)

社会見学、流れるプール、長距離散歩、

# 原口こども園

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

本園は、「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」を踏まえた中で、安心・安全な保育を提供します。また、健康でたくましく生きる力や、他者を尊敬し、思いやる心を育てる保育を行います。

### 2 目指す保育園像、園児像、保育士像

#### (1) 目指すこども園像

穏やかで落ち着いた雰囲気の中で、楽しく、安心して、のびのびと生活できるこども園

"こども園大好き"、こんな言葉が子どもたちから聞かれるこども園  
安心して子どもを預けられるこども園

#### (2) あるべき子どもの姿

仲間とともに遊びを楽しむ子ども  
他者を尊敬し、優しく思いやることのできる子ども  
挨拶や返事がきちんとできる子ども  
こども園や家庭のきまりを守ることができる子ども

#### (3) めざす保育教諭像

子ども一人ひとりの心に寄り添い、温かく落ち着いた態度で子どもに接する保育教諭  
専門性に富み、高い倫理観と人権意識を持ち責任感のある保育教諭  
職員間の連携を密にし、チームワークを組んで教育・保育に取り組む保育教諭  
法人およびこども園の目標を達成するために、主体的、計画的に業務に取り組む保育教諭

### 3 教育及び保育方針

- (1) 子ども一人ひとりのよさや可能性を引き出す教育・保育環境をつくります。
- (2) 子どもの安全が守られ、こどもが安心して過ごせる教育・保育環境をつくります。
- (3) 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、教育・保育技能の向上に努めます。
- (4) すべての家庭が安心と喜びを実感しながら子育てができるよう、子育て支援機能の充実を図ります。

### 4 重点事業

#### (1) 「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」に基づいた教育・保育を展開します

「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」を遵守するとともに、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づき、計画性を持った適切な教育及び保育をおこないます。

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開します。

園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえた教育及び保育の内容を工夫します。

子どもの最善の利益を守り、保護者と共に心身を健やかに育みます。

一人ひとりの保護者の生活状況を踏まえ、信頼関係を築き共育を推進します。

#### (2) 教育・保育の質の向上を図ります

一人ひとりの発達や興味にあった活動が豊かに展開できるよう、教育・保育環境を整えるとともに、地域の関係機関と連携し、教育・保育の質の向上を目指します。(教育・保育活動向上委員会、地域活動委員会)

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います。(健康：早寝早起き朝ごはん等)

他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養います。(人間関係：高齢者・学校との交流、異年齢児との交流、友愛訪問、ボランティア等の受け入れ)

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。(環境：自然とのふれあい、野菜や草花の栽培、散歩、園外保育等)

経験したことや考えたことなどを自分なりに言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。(言葉：日常の挨拶、言葉による伝え合い等)

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。(表現：絵本の読聞かせ、紙芝居、図画・工作等)

### **(3) 健康管理・事故防止・防災対策に取り組みます**

子どもたちの安全の確保、健康及び衛生の保持等について細心の注意を払います。(安全対策委員会)

学校医及び学校歯科医は、乳幼児期の診断治療に当たるとともに、健康管理及び保健衛生について助言指導します。また、学校薬剤師は学校環境衛生に関して助言指導します。(健康診断及び環境衛生検査等)

「学校安全計画」、「学校保健計画」に基づき園児の安全の確保及び健康・衛生管理に努めるとともに、災害時の職員の役割の周知を図ります。(定期健康診断、避難訓練、「交通安全教室(子ども)：外部講師」)

機械・器具・遊具等の保守・安全点検を実施します。(定期的な園舎内外の安全点検等)

保育事故及び感染症、食中毒の予防に努めます。(「安全管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」)

事故及びヒヤリハット報告等の分析・検討などを通じた具体的な事故防止対策や体制等の検討を行い、事前の対策と危険の認識を深めます。(「事故・ヒヤリハット対策会議」の開催)

医師の指示の下で適切な対応をします。(食物アレルギー診断書、除去食指示票、与薬指示書等)

虐待の予防および早期発見に努めます。(「虐待対応マニュアル」の遵守、「部内研修会(職員)：外部講師」)

### **(4) 食育およびエコ活動に取り組みます**

「食育活動計画」及び「エコ活動計画」に基づいた取り組みを行います。(食育・エコ活動委員会)

栄養士と連携をとり、クッキング、野菜の栽培等を通して食育をすすめます。

食べることや食物、健康な体づくりに興味を持つ子どもを育てます。(「出前講話(子ども)：外部講師」)

離乳食を円滑かつ効果的に提供します(「離乳食提供マニュアル」)

電気や水の節約、ゴミの分別、ボトルキャップの回収、廃材活用等様々なエコ活動に取り組みます。(石崎浜清掃、地域でのごみ集め、那珂の郷等との連携、施設見学、「出前講話(子ども)：外部講師」)

### **(5) 子育て支援(地域貢献活動)を総合的に推進します**

子育て支援及び家庭や地域社会との連携は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つであることを認識し、「子育て支援計画」に基づき、子育て支援のための事業を行います。(子育て支援委員会、スマイルクラブ)

子育てをしているすべての家庭を応援します。(子育て支援の充実、「育児講座(保護者)：外部講師」)

働きながら子どもを育てている人を応援します。(保育サービスの充実)

親と子の学びと育ちを応援します。(子どもの育ちに応じた家庭・地域教育への支援)

障がいのある未就学の子どもが身近な地域で発達支援を受けられる新たな事業の研究・検討を行ないます。(児童発達支援事業)

#### (6) 小学校等との連携の強化に努めます

小学校との円滑な接続を図るため、学校教育との連携を強化します。

小学校との連携に努めます。(保・幼・小連絡会議、相互交流、体験入園等)

成長の記録を繋ぎ共通理解を深めます。(「認定こども園こども要録」の活用、小学校フリー参観)

#### (7) 障がいのある園児の教育及び保育に努めます

障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、子どもの状況に応じた教育・保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援を行います。

ありのままの園児の姿を受け止め、園児が安心し、ゆとりを持って周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにします。(個別計画の作成、保育者の研修、保護者との連携)

子育て等の相談・助言ができる体制を構築します。(保護者個別面談、療育機関との連携、就学支援)

### 5 年間事業計画

月	事業名等
4月	進級式・新入園児歓迎会、こどもの日の集い
5月	芋の植付け(4・5歳児) 園外保育(鶴松館)
6月	総合防災訓練、交通安全教室、エコクリーンプラザ宮崎見学(4・5歳児) 〔内科健診〕〔歯科検診〕〔ぎょう虫・尿検査〕
7月	七夕集会、プール開き、夏季保育(3・4歳児)、オープンコーナー、佐土原夏まつり
8月	プール納め、園外保育(新富プール)、夏まつり
9月	食育出前講座
10月	運動会(広瀬地区交流センター)、芋ほり、新田原航空自衛隊見学、 〔内科健診〕
11月	総合防災訓練、〔ぎょう虫検査〕
12月	もちつき会、クリスマス会
1月	年はじめの会、生活発表会(佐土原総合文化センター)、オープンコーナー
2月	豆まき、マラソン大会・レクリエーション、卒園旅行、新入学児交通安全教室、 エコ出前講座
3月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式、修了式

その他

(1) 毎月実施する行事等

誕生会、避難訓練、体格測定、なかよしリズム、作品展(JA等)

新入園児歓迎会、退園児お別れ会(随時)

(2) 外部講師による活動

ジョン先生と遊ぼう(4月～)、紅美先生と音遊び(5月～)、食育出前講座、エコ活動出前講座、交通安全教室

(3) 交流活動

原口サロンとの交流(毎月)、学校及び高齢者との交流(体験学習、友愛訪問、相互訪問等)、地域交流活動

# 原口保育園学童保育事業 平成29年度事業計画

## 1 目 標

学童保育は、小学校に就学している子どもの保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本園では、放課後等の児童の生活と遊びを保障・支援し、児童の健全な育成と保護者の子育てを支援します。

## 2 基本方針

共働き家庭の増加や核家族化の進展等により、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活の場」を求める声は高まっています。そのような中、子育て支援及び家庭や地域社会との連携は「幼保連携型認定こども園」の重要な役割の一つであることを認識し、学童保育活動を行います。

## 3 重点事業

### (1) 生活指導（日常のしつけ・正しい生活習慣等の形成）を行います

児童が、将来、健全な社会生活を営む上に必要な基礎的な生活習慣を身につけるための必要な支援を行います。

家庭と協力し「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化に努め、生活リズムの定着化を図ります。

身の回りの整理整頓を、自ら進んで行う態度を育てます。

自ら進んで、はきはきとした元気なあいさつや、返事が素直に表現できる人格の形成に努めます。

人を思いやり、感謝できる子どもの育成に努めます。

### (2) 学習意欲や態度の醸成に努めます

学童保育は、学校での緊張感から開放されたくつろぎの場です。そのことを念頭において、学校の復習や宿題など、自ら進んで学習に取り組もうとする態度を育てます。

### (3) 健康管理に努めます

たえず児童の健康状態（顔色・体調等）に注意を払うとともに、けがや不慮の事故を防止するため健全な遊びの指導、交通安全指導を徹底します。

### (4) 家庭との連携に努めます

児童が自立できるよう保護者とともに児童のサポートをします。

学童保育での児童の過ごし方や様子などについて保護者に知らせるとともに、必要な場合には個人面談等を行うなど、家庭との日常的な連絡、情報交換を行います。

### (5) 学校・関係機関との連携に努めます

学童保育や学校における様子等の情報交換を行うとともに、「学童だより」等の小学校への配布等を通して、日常的な連携に努めます。

### (6) 事故防止、安全対策に取り組みます

日々の学童保育活動、避難訓練、防犯・交通安全指導を通して、児童の安全確保を図るとともに、集団下校の徹底、お迎え者や時間の変更の確認、出欠確認を確実にし、事故・事件の未然防止を図ります。

「安全管理マニュアル」および「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症および食中毒の予防に努めます。

虐待の予防及び早期発見に努めます。(虐待対応マニュアルの遵守、関係機関との連携)

#### (7) 地域貢献活動に取り組みます

利用エリアの拡大に努めます。(卒園児童や広瀬小学校区外の利用を可能な限り実現)

養育困難家庭や低所得者へ配慮します。(利用料の減免措置)

家庭における子育ての負担感や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てできるように、子どもの育ちと子育てを支援します。(こども園と連携した育児講座の案内、各種情報提供等)

障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが放課後等に利用できる新たな事業の研究・検討を行ないます。(放課後等デイサービス事業)

### 4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会、避難訓練	【春季休業】
5月	誕生会(4・5月生まれ)	
6月	避難訓練	
7月	プール開始、誕生会(6・7月生まれ)	【夏季休業】
8月	プール終了、園外活動(新富プール) クッキング、夏まつり、社会見学(場所:未定) 避難訓練	【夏季休業】
9月	誕生会(8・9月生まれ)	
10月	避難訓練	【秋季休業】
11月	誕生会(10・11月生まれ)	
12月	もちつき会、避難訓練、クリスマス会、大掃除	【冬季休業】
1月	お正月あそび、誕生会(12・1月生まれ)	【冬季休業】
2月	節分、避難訓練	
3月	ひなまつり、誕生会(2・3月生まれ) お別れ会	【学年末休業】

#### 【定期的に行なう行事】

誕生会(奇数月) 避難訓練(偶数月)

# 佐土原保育園

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

自然環境を生かして一人ひとりの子どもの確かな発育・発達を支援し、心身共に健康で個性豊かな子どもを育成します。

### 2 目指す保育園像、園児像、保育士像

#### (1) めざす保育園像

園児の安心・安全を基調にした楽しい保育園  
豊かな感性を育み地域社会と共に歩む保育園  
保護者との連携を基盤に共に支え合うあたたかい保育園

#### (2) あるべき子どもの姿（自分で考え行動できる子どもを目指して）

明るく優しい元気な子ども（明朗・礼儀・快活・健康）  
仲良く友達と遊ぶ子ども（親愛・友情・関心・創造・模倣）  
素直で何でもやろうとする子ども（正直・素直・判断・友好・進取・忍耐・挑戦）

#### (3) めざす保育士像（気づく保育士・考える保育士・協働する保育士・保護者の想いを受け止める保育士）

子どもの生活の安心安全を基調に全ての園児に愛の眼を注ぐ保育士  
園の目標達成のために組織的、計画的に実践できる保育士  
保護者の期待と個々の園児の成長に対応し、日々資質の向上に努める保育士

### 3 基本方針

子どもの健全な成長のために保護者・地域社会と連携し、その福祉の増進に努めます。  
「子どものための保育園」の理想を達成するために、家庭や地域との連携を図りながら子ども一人ひとりの「育ち」に合わせた保育を基本とします。  
身近な自然環境や歴史社会資源にふれながら、保護者の希望、要望を誠実に受け止め、すべての児童のよりよい保育を目指して、地域に根ざした「佐土原保育園」を運営します。

### 4 重点事業

#### (1) 丈夫な体と豊かな心づくりを進めます。

家庭との連携（連絡帳・送迎時の連絡・その他）による生活リズムの確立と、走る・跳ぶ・投げる・登る・滑る・回るなどの運動遊びによる身体づくりを行い総合的な発育増進を図ります。

豊かな心を創るために、言語・リズム・歌遊び・体力などの活動を段階的・継続的に行い総合的に発表する場を設けます。

規則正しい生活リズムをつくるため生活表を生かし、自分で考えて行動する素地を作ります。

園での遊びの充実をはかるため、保育者・友人との遊びを工夫して楽しみます。

「早寝、早起き、朝ご飯の勧め」を基本に家庭との連携を深めながら園児の生活リズムの確立に努めます。送迎時の交流を大事にします。

園児の健康・安全・交遊等について送迎時を活用して情報交換の工夫を行います。

#### (2) 基本的な生活習慣を身につける自立を促しその支援に努めます。

食事・排泄・衣服の着脱などの生活習慣をつくるための支援を行います。

心のこもった元気な挨拶ができるようにするため保育者が一致して手本を示します。

**(3) 異年齢、世代間交流を進めるための計画を立て実践します。**

地域の人や周りの人と生活を楽しむことができますようにします。  
高齢の方との交流を深める事業を計画し実践します。

**(4) 地域の環境を生かした園外保育を進めます。**

自然環境を生かした栽培活動を進めます。  
地域の人や団体との交流を計画し実践します。  
周辺の施設等の見学と散策を行います。  
近隣地区高齢者の運動会等への招待活動を通して、豊かな児童の育成を図ります。

**(5) 地域の保護者支援として、保育支援活動を行います。**

保護者の子ども見方支援（スマイルクラブ）を実施します。

**(6) 非常災害時の地域との共同訓練計画（地域との交流）**

近隣団体との災害避難対策についての協議の場の設定について取り組みます。

**5 年間事業計画**

月	事業名等
4月	入園・進級おめでとう会、小学校入学式、保育参観（保護者会総会）
5月	園外保育、内科健診、祖父母参観、歯科検診、しょうぶ園見学
6月	交通安全教室、尿・ぎょう虫検査、中学生の体験学習
7月	プール遊び、園外保育（流れるプール）・ミニサマーキャンプ
8月	水遊び、すいか割り、夏祭り、夏の保育参観、園外保育
10月	運動会、遠足、芋ほり
11月	佐土原福祉まつり、佐土原総合文化祭、内科健診、ぎょう虫検査
12月	生活発表会、クリスマス会、ケーキ作り
1月	年始遊び、園外保育、餅つき
2月	節分、佐土原交通安全教室、佐土原中2年生家庭科学習（保育実習）
3月	卒園旅行、マラソン大会

その他、月または年間の行事等

- ・保護者参加による保育体験活動（保護者の一日保育体験）
- ・誕生会、身体計測、避難訓練（非常災害・不審者対策）交通安全対策、給食検討会、園内研修（報告会等）事故・疾病検討会、個別カンファレンスなど
- ・異文化体験活動・歌遊び活動（さくら・すみれ・もも）
- ・体育遊び（さくら・すみれ・もも）
- ・筆遊び活動（さくら）
- ・食育（野菜栽培、クッキングなど）

環境、安全・美化活動

保健安全に関する消毒等の管理

宮崎市からの受託事業として、佐土原小学校内に設置されている「佐土原児童クラブ」の運営を行います。

自主事業として「学童保育」を行います。

佐土原児童クラブの待機児童対策を主な目的として、学童保育を実施します。

運動会・発表会への地域高齢者招待への工夫



# 佐土原保育園児童クラブ事業 平成29年度事業計画

## 1 目 標

佐土原小学校に通う児童（保護者の就労等の関係で放課後に児童の面倒が見られない家庭）の安心安全の生活の場として児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

## 2 基本方針

宮崎市教育委員会の「児童クラブの目的」にしたがって、明照福祉会、佐土原保育園が受託して行うものです。

本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。

小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。

## 3 重点事業

### (1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にします。

健康観察

余暇の遊び（集団・個、室内外）

保護者との連絡・連携

### (2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的な生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

### (3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習（宿題・宅集等）

下校後の自主学習の意欲づくり

### (4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動

休業中の自主学習の意欲づくりと支援

製作活動の支援

クラブ周辺の散策活動

### (5) 児童の健全な成長のために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合っ児童の自立への援助を行ないます。

### (6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携  
危機管理等

- (7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。  
周辺の美化に目を向け、企画し実践する。

#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会 【春季休業】
5月	
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）
7月	自主避難訓練、プール活動、クラブ周辺の美化活動 【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、クラブ周辺の美化活動
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：） 【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）
12月	クリスマス会、大掃除 【冬季休業】
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会 【学年末休業】

歓迎会・誕生会等、必要な行事は、「佐土原学童クラブ」と連携して行います

# 佐土原保育園学童保育事業 平成29年度事業計画

## 1 目 標

保護者の就労等による、放課後の児童が安心して生活できる場として、保護者支援の立場から「佐土原学童クラブ」における児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

## 2 基本方針

本学童保育は、併設する「佐土原児童クラブ」(宮崎市教育委員会より受託)と連携を図りながら、通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供し、併せて児童の心身の豊かな育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援を目指します。

保育園の園児との交流の中で小学生としての存在を示し、共に生き方を学び合う場とします。

## 3 重点事業

### (1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にする。

健康観察

余暇の遊び(集団・個、室内外)

保護者との連絡・連携

### (2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的な生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

### (3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習(宿題・宅集等)

下校後の自主学習の意欲づくり

### (4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動

休業中の自主学習の意欲づくりと支援

製作活動の支援

クラブ周辺の散策活動

### (5) 児童の健全なせいちょうのために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合って児童の自立への援助を行う。

### (6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携  
危機管理等

(7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。  
周辺の美化に目を向け、企画し実践する。

#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会 【春季休業】
5月	
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）
7月	自主避難訓練、プール活動、クラブ周辺の美化活動 【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、クラブ周辺の美化活動
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：） 【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）
12月	クリスマス会、大掃除 【冬季休業】
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会 【学年末休業】

誕生会・歓迎会等必要な行事は「佐土原児童クラブ」と連携して行います。

# 明照デイサービスセンター 平成29年度事業計画

## 1 目 標

ご利用者様が要支援・要介護状態になっても、特性ユニットや地域支援活動を活かして、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して営むことが出来るよう、福祉の心で必要な支援を効果的に行っていきます。

## 2 基本方針

平成28年度は、介護度が重くなるにつれ、自宅における家族介護の負担が一層大きくなり、ショートステイ利用の長期化や施設入所に至るケースが急増したことで利用率が低下したこと等が影響し、平成27年度の介護報酬切り下げによる経営状況の悪化からの回復の見込みが立たない状況がありました。

平成29年度こそ、経営状況を改善するために、新たな取り組みを行なうことが大変重要であると考えています。その一つとして、日曜日に開所し、サービス提供を行なっていきます。この日曜日開所については、当事業所職員のみでなく法人内の他デイサービスセンター職員と協同（協働）で行なうため、統一したケアを行なうことができるように情報の共有を図り、連携を深めて対応していきます。

地域住民の方々が、明照デイサービスセンターを広く知っていただくためには、今以上に地域へ出かけて行くことが必要です。そのために、地区のサロンへ出向き、様々な活動を行なっていきます。また、買い物や病院受診など在宅における問題を解消することで、「生活リズム」を整え「生きがい」を感じ、介護が必要になっても在宅生活を継続できるように努めていきます。医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保出来るよう、積極的に地域へ出かけていきます。

ご利用者様が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特性ユニット（中重度ユニット・認知症ユニット・予防ユニット）の専門的プログラムを有効に活用し、身体機能の維持・向上を目指していきます。

職員育成については、職員との面談を複数回行い、業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安に等を聞き取り、改善し、福祉の心を養う場としていきます。

平成30年4月には、次の介護保険制度の改正が予定されており、これまで以上に厳しい報酬の見直しが予測されます。そのため、さらに利用者や家族、地域から望まれる事業所となり貢献していきます。

## 3 重点事業

### (1) 利用者が選択肢を持ち、やりがいの維持と発掘ができる環境を提供します。

カラフルタイムや日常生活訓練、機能訓練を通して、利用者のやりがいや可能性を共に見つけられる環境を作っていきます。そのためには提供内容の見直しを定期的に行うことで提供する内容の適正化を把握し、必要に応じて内容の変更や新たな活動など、利用者に向けた取り組みの提供を目指していきます。

職員の働きやすい環境も整え、職員のモチベーションを上げることで利用者に質の良いサービスが提供出来るように努めます。

利用者特性の情報を理解し、職員間での情報共有を図り、統一した活動の提供を行う3ユニットそれぞれに特性ユニット（中重度・認知・予防）を割り振り編成し、互いに知識の向上を行いながら進めていきます。

中重度ユニットは、看護部会と連携し、機能訓練加算算定に向けて、本人、家族のニーズを把握し、対象者を選定します。対象者のアセスメント及び、目標設定、機能訓練、モニタリング、評価を実施していきます。また、医療面でのケアが必要な利用者に対する支援を、看護師を中心として協議し、情報の共有、必要時は勉強会を行います。

認知ユニットは、選択制脳活性プログラム（カラフルタイム）の実施、評価を定期的

に行い、認知症の進行予防に努めるだけでなく、利用者のストロングポイントを活かし、生きがいや、やりがいの場を提供できるように努めます。また必要時認知症のケア会議を行い、認知症における周辺症状の緩和を行い、自分らしく生活出来る様に支援します。

予防ユニットは、生活機能向上グループ活動加算について、取り組み内容の見直しや介護予防通所介護計画書との関連性を見直しなどを行い、機能の強化を図っていきます。また、自宅活動を促進していく為の貯筋通帳の取り組みを促し、対象者を表彰することで利用者の意欲向上に努めていきます。平成29年4月から段階的に総合事業に移行していく事となります。今後は集団ケアから個別ケアにむけた生活支援が求められます。その為にも、一人ひとりの個性や状態を把握し、細かいニーズへの対応を行っていき、ます。あらゆる情報は、ユニットのみに留まらずに、全職員で共有し連携を図り、途切れることなく支援を行い、利用者の心身・精神機能の改善にも努めていきます。

#### **レスパイトケアの充実**

利用者や家族の要望に応じて、早朝からの受け入れや、家族の急な用事にも対応出来る様に、営業時間の延長（7時間～9時間）を積極的に行っていきます。また、医療的リスクの高い利用者も受け入れることで家族の介護負担の軽減を図っていきます。またそれらの利用ができることをパンフレット・広報紙・担当者会議・お迎え時を通じてアピールしていきます。また、家族会を8月と1月に行い、職員・利用者・家族との共有の時間を設け、在宅介護での相談や悩み、ニーズを解消していきます。家族・職員との互いの関係を深める事で、信頼関係作りを行います。介護に対しての不信感を与えない、良い関係作りに努めていきます。

利用者及び家族・各関係機関に対して、定期的にアンケート調査によるニーズの分析を行い、ニーズに対して迅速に対応する事で利用者の望む支援に努めていきます。

#### **ユニットリーダーを中心とした職員育成**

ユニットリーダーが各ユニットの職員に対して業務の指導、育成を行い職員の資質の向上に努め、高品質なサービスを提供していきます。ユニットリーダーは事業所理念やOJTツール（日常業務による指導）を効果的に活用することで職員一人ひとりの特性に合わせた指導や育成を行っていき、また統一したケアや業務が遂行できるように支援方法や業務マニュアルを定期的に更新していきます。

新人職員の指導・育成についてはユニットリーダー、プリセプターが中心となって、現時点でケアや業務の何が理解できていないのかを振り返るように当事業所独自の指導育成チェックシートを活用することで効果的な指導・育成を行っていきます。また、ユニットメンバーが監査等で必要になる書類の作成を行った後は、そのチェックをユニットリーダーが行い、不備がないか確認します。

人員配置の適正化を行う為に、地域サロン参加への準備や計画、新たな活動の検討などを行い、余剰の職員を計画的かつ有効に活用していきます。

#### **メンタルケアの充実**

ユニットリーダー、管理者を含めた三者面談を7月、11月、3月と年3回行い業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安に対してこの場で聞き取ります。また、福祉に携わる職員として大切な福祉の心を養う機会とします。面談で上がった問題に関しては、管理者・相談員とで協議の場を設け意見交換を行ったうえで、職員会議等で出来る限り協議し、改善を行い、職員の不安解消や意欲向上に繋げ、離職者回避に努めていきます。

#### **活動内容の見直し、新しいプログラムを取り入れ、質の高いプログラムの提供**

今までに行ったことの無い場所への買い物行事や、郊外での食事、外食行事等の行事を行い、利用者、ご家族がより満足できるプログラムを提供していきます。また、新しいレクリエーションを積極的に取り入れ、マンネリにならないように努めます。新たに、利用者を定期的に表彰する取り組みを行い、利用者を称賛することで意欲に繋がるように努めます。

## **(2) 地域包括ケアの構築に向けた事業の推進**

高齢化が進み、地域でのつながりが希薄になりつつあり、地域社会の機能が低下してきています。地域の人々が気軽に集える交流の場であるサロンに出向き、あらゆる活動の提供を行い運営していくことで、高齢者が生き生きと暮らすことができ、地域交流の場所作りを推進していきます。

### **地区サロン活動への参加、地域への貢献**

西佐土原地区で開催されるサロンの日程を把握し、計画的な参加、全地域へのサロンの参加を目指していきます。高齢者が出来る限り介護を必要とする状態になることなく、健康に生き生きとした生活を送ることが出来るように、看護師による健康相談や生活相談員や介護職員による予防体操やレクリエーションの提供、要望に応じて介護研修会の提供を全職員で計画し実行していきます。参加を繰り返すことで、顔なじみとなり、信頼関係を築き、地域におけるニーズに対応できるように、職員間での意見交換の場を設けるなどの体制作りを努めていきます。

在宅での生活において、利用者が住み慣れた地域や生活域でのニーズに対応ができるように地域会議へ積極的に参加・協力を行っていきます。

#### **サロン活動参加の準備（職員の知識や技術の強化及び統一した内容の提供）**

地区サロンへ全職員で協力し円滑にサロンをすすめていけるように、知識と技術を養う機会を設けていきます。

体操（宮崎市健幸体操・ひっこけん体操・貯筋体操）の効果を説明しながら適切な動作が指導出来るように努めます。

レクリエーションの内容の充実を図り、適切に説明し楽しく交流が図れるように努めていきます。

健康相談では、バイタル測定や健康相談を行い、必要に応じて適切な助言や事業所や医療機関との連携を図っていきます。

地域住民からの要望があれば、あらゆる研修の企画を行なっていきます。介護保険申請や認知症・調理に関わる専門的内容での要望であれば、関連事業所や看護・介護・調理部会と協同し計画を行なっていきます。

### **(3) 施設のPRと日曜日の営業開始、経費削減の意識を高め経営安定を目指します。**

パンフレットと広報誌を活用し、当事業所の魅力を地域の方に知って頂けるようPR活動に努めていきます。今年度より日曜営業を開始します。利用者のニーズに対応したサービス提供を構築し、体験利用や新規利用者の確保に繋げていきます。ランニングコストの把握を行い、コスト削減に努めます。

#### **定期的な営業の実践継続**

事業所の運営を行なっていくうえで安定した運営を継続して行きます。そのために毎月、部外の居宅支援事業所、佐土原地域包括支援センターにパンフレットと広報誌を活用し営業活動を行い、時間的な余裕がある際には新規開拓を目的に新しい居宅支援事業所の訪問営業を行っていきます。

**日曜営業に伴い利用者の満足度を意識したサービスの提案、体験利用や新規利用者の獲得を目指す**

日曜営業を開始することで、新たな体験や新規利用者の依頼も予測されます。家族に対してデイサービス利用時の状況や活動など写真や報告書の情報提供用を行ない新規利用に繋ながら家族が安心して利用できるようにしていきます。また職員間でも体験利用者の受け入れの際は「おもてなしの心」でケアに努めていきます。利用者のニーズに耳を傾け、時間の延長利用の対応等満足感のあるサービスの提供に努めます。

#### **事業経営に全職員で参加する意識向上**

安定した経営のために、管理者だけではなくひとりひとりの職員が意識を持ちながら会議やサイボーズのツールで情報を受け、どうしていけばいいか考えて会議等で意見交換を行っていきます。月2回の経営会議で意見交換を行い経営に対する意識を強めていきます。またランニングコストの確認を行い、削減努力を継続していきます。

### **(4) 介護保険外の在宅生活支援活動の検討と実施**

在宅で生活する高齢者や介護を行う家族を支えるため、まず初めに高齢者の病院受診付き添い支援・買い物付き添い支援を介護保険制度外のサービスとして検討し、実施に向けて協議を重ねていきます。介護が必要になっても住み慣れた自宅で安心して暮らしていけるよう支援出来るように努めていきます。

#### **病院受診支援、買い物支援サービスの検討と実施にむけた準備**

当事業所での満足度調査において、独居世帯や高齢者世帯を中心に、買い物や病院受診の支援を行なってほしいとの要望があがっていました。これらのサービスを必要とする方に適切にサービスの提供が行えるように、実施に向けて十分に検討し事業の展開を行なっていきます。予め利用者の病院受診日・買い物支援日を確認した上で、職員の勤

務スケジュールと当日の人員基準を確認した上で職員の配置を行なっていきます。

**(5) 目標～定期的な防災訓練、今年度から不審者対処訓練を実施し、緊急時にも利用者の安全確保が出来る様に努めます。**

緊急時災害時にマニュアルの活用と訓練の積み重ねで得た知識を活かすことで利用者の安全を確保していきます。

近年、世界及び日本では大規模な自然災害が発生しており、私たちの住む宮崎県も台風、大雨による水害、南海トラフ地震などの大規模災害が発生する確率が高いといえます。そのような時に一番被害に遭うのが災害弱者の高齢者、障害者、児童で特に高齢者は身体機能の低下や認知症による判断力の低下など加齢による症状が顕著に現れ、自分ひとりの力では避難できない状況です。我々、明照デイサービスの職員として利用者の生命や安全を預かる立場として非常災害時に利用者の生命や安全が確保できるようにマニュアルに沿った避難訓練の実施、また防災設備の保守点検に努めていきます。施設の築年数が20年以上経過しているため、施設内の設備の安全点検も行っていきます。

昨年、不審者の侵入による悲惨な事件が、神奈川県で発生しました。そのような事件を未然に防げるよう、不審者侵入を想定した対処訓練を取り入れます。

**避難訓練の年間計画を策定し計画的な実行**

- 5月～ 利用者参加型で地震及び津波や水害を想定した避難訓練（那珂の郷へ避難）  
避難経路を職員に周知を図る。
- 10月～ デイサービス、保育園、グループホーム、3施設合同で地震や津波を想定した避難訓練を行います。（消防署員を招き、講話、消火器の使用訓練も行います）
- 11月～ 職員対象とした通報訓練・消火訓練の実施。消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。
- 2月～ 利用者参加型で火災を想定した避難訓練・消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。

**明照デイサービスセンター、グループホーム明照、明照保育園の3施設合同の避難マニュアルの作成**

平成28年度の3施設合同避難訓練の反省を踏まえ、利用者を安全に誘導が出来る連携体制を3施設で話し合い、3施設合同の避難マニュアルを作成します。訓練内容について、けが人を想定した救護訓練や災害の基礎知識等内容の充実が図れるように3施設で検討します。

**不審者侵入を想定した新たな訓練の実施**

昨年、他県で障害者施設に不審者が侵入し悲惨な事件が起こりました。高齢者施設でもいつこのような状況に陥るかもしれません。そこで、不審者侵入を想定した不審者対処のマニュアルを作成し、訓練を行います。

7月～不審者対処の訓練の実施



#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	バスドライブ(芝桜、つつじ) 花見会(宝塔山弁当持参) 鯉のぼり作成
交流会	明照保育園(花見堂) グループホーム明照 ひだまり2号館、那珂の郷
5月	端午の節句会、菖蒲湯、地域ボランティア活動(明照クリーン作戦) 音楽療法、買い物、非難訓練
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、家族会
6月	ペットボトル寄贈(イオン) ドライブ(鶴松館) 誕生会(4.5.6月)~ボランティア訪問、外食
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
7月	七夕会、ボランティア(佐土原婦人会) いろは口説き披露会、そうめん流し、不審者訓練
交流会	明照保育園、ひだまり1号館
8月	スイカ割り大会、夏祭り(家族会) バスドライブ
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
9月	敬老会、ペットボトル寄贈(イオン) 誕生会(7.8.9月)~ボランティア訪問
交流会	明照保育園との交流、ひだまり1号館
10月	明照デイ大運動会、バスドライブ(コスモス見学~西都原)明照保育園運動会 佐土原保育園運動会、避難訓練、ハロウィンパーティー、外食
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、原口保育園、グループホーム明照
11月	誕生会(10.11.12月誕生者)~ボランティア訪問、クリスマスツリー作り、おやつバイキング会、避難訓練
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、ひだまり柳丸館
12月	餅つき、クリスマス、忘年会 大掃除
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
1月	初詣、新年会(家族会) ペットボトル寄贈(イオン)
交流会	明照保育園、那珂の郷、ひだまり1号館
2月	節分会、明照保育園マラソン見学、音楽療法、ドライブ(座論梅) ボランティア(小学校区地域作り環境福祉部)、手芸活動(雑巾)、買い物、避難訓練
交流会	グループホーム明照、ひだまり2号館
3月	ひな祭り、誕生会(1.2.3月)~ボランティア訪問、明照保育園卒園児お別れ会、鬼子母神大祭見学
交流会	明照保育園、佐土原保育園、原口保育園、ひだまり1号館

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：ケアカンファレンス会議、合同会議会議(明照・グループホーム・ひだまり・調理) 行事検討会議、高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修  
宮崎市通所連絡協議会研修、宮崎県央ブロック研修、佐土原町他職種研修  
外部派遣職員研修：全職員年1回以上
- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束  
健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、体操やレクリエーション検討会
- (4) 専門職研修：介護部会、看護部会、調理部会、相談員部会
- (5) 非常災害対策訓練：年4回(5月、10月、11月、2月)
- (6) 地域貢献：明照クリーン作戦(地域のゴミ拾い) 定期開催  
宮崎市一斉清掃への参加  
地域サロンへの協力・参加(計画表をもとに参加)  
病院受診・買い物支援の検討(介護保険外事業)
- (7) 明照喫茶は随時行う。

# 相談支援センター明照（居宅介護支援事業所）

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

高齢者やその家族、地域が不安を抱えた際に、真っ先に思い浮かぶ相談機関を目指し、地域包括ケアシステムの中でより人・地域に近く専門的な役割を果たしていきます。

### 2 基本方針

地域共生社会の実現が目指される中で、地域に存在する相談機関に課せられた役割を十分に理解し、人・世帯・地域が抱える不安や課題に対し専門的な知識とネットワークを用いて課題解決への糸口を利用者とともに探し、提案・マネジメントすることで、解決へ導けるよう相談支援に取り組んでいきます。

また、実感としても感じられる、複数の多様な課題が重なりあった世帯・地域の課題に対しても、分野を超えた専門機関と連携し全世代対応型包括支援センターとして地域の拠点となる相談機関を目指していきます。

また、自らも自覚やSOSを発することが出来ない、支援を必要としている方の発見や、制度の狭間で公的な支援では補えない方への支援についても、法人として取り組んでいく、みやざき安心セーフティネット事業等も活用し、不足している支援や資源を作り出す視点を持ちながら地域・社会貢献を目指していきます。

事業所が、職員が、しっかりした基盤のもと、十分な福祉の力を発揮できるよう、環境整備や人材育成に努め「地域と人を豊かにする」役割を担っていきます。

### 3 重点事業

#### (1) 目の前の利用者、その家族が抱える課題に対し、丁寧に向き合い自分の人生を選び、喜びや安心感が感じられる1日を迎えられるよう専門的な知識、技術、真心をもって相談支援業務を行います。

今年度より、本格的に動き出す総合事業や来年迎える法改正からも、利用者や家族が抱くであろう不安や戸惑いが予想されます。その中で、1人1人の意向・状況を正確に把握し、正確な情報を用いて早期に説明や対応を行っていきます。

また進行していく認知症や重度化による生活状況の変化、介護力の維持についても内部での事例検討、研修や勉強会を定期的に行い、多様なマネジメントが提案、実行できるよう個人・事業所力の向上を目指していきます。

進行していく認知症や中重度者への対応・独居・高齢者世帯への介護支援・生活困窮者等への支援等、状況の特性あわせたマネジメントについて、事例検討や担当者会意義等の充実を目指します。

制度改正等での変更などについて、早期に正確に把握し、適切な対応が行えるよう定期的な勉強会等を自主的に行っていきます。

業務上の自己点検、事業所点検を定期的に行い、一連のマネジメント評価を行い、必要書類を整備します。また、利用者や事業所に対してのアンケート等を行い、業務内容、接遇等に対する確認や改善を心がけていきます。

積極的に外部研修に参加し、他職種等との意見交換や関係づくりを行い、その関係の中で正確な情報を収集し、整理し、新しい知識や技術を習得することで多様なニーズに対応します。また、復命報告を実施することで、事業所内で情報を共有します。

#### (2) 地域共生社会の実現に向け、地域に開かれた相談機関として慕われ、頼られる存在となるよう地域の全世代・全対象型地域包括支援を目指していきます。

「地域共生社会の実現」が目指される中で、事業所内での理解や意識の統一を行い、自ら地域に出向き声を耳にすることで、課題や住民の不安を把握し、専門的知識や情報、ネットワーク力を用いて、解決へ向けての対応を目指していきます。また、今後、地域が、住民自身が、持つべき、つけるべき課題解決への力についても、同じ地域住民として共に

考え、全力で支援・活動を行っていきます。

目的と役割を明確に認識し、地区サロンや自治会との関わりを持っていきます。認知症や要介護者への理解を求め、地域で支えていく必要性について考え、その取り組みを実行していく仕組みづくりに努めます。

地域の相談窓口として立ち寄りやすい環境や機会を具体的に設けます。

災害時対策について、緊急時連絡カードを家族・民生委員・サービス事業所などとともに作り上げ、それを認識し、活用できる仕組みづくりに努めます。利用者や地域、関係機関とともに災害について検討する機会をつくり、対策を検討します。（災害時の避難について確認・防災訓練への参加など）

### **(3) 複雑な困難ケースに対し培った関係機関との連携をさらに深め、分野を超えてもともに、課題に向きあい、解決へ導く力の強化を目指していきます。**

年々増加、表面化している、複数の問題が複雑に重なった困難ケースや、制度の狭間で適切な制度では支援できないケースなど、1事業所では解決できないケースに直面しています。そのため、分野を超えての協力や、前例にとらわれない新たな支援方法の発想も必要と感じられます。そのため広い視野と知識もち様々なネットワーク、協力体制の確立させ、点と点を結び大きな面でのケアマネジメントを目指していきます。

多職種で協議できる機会（法人事業所内・外）を定期的に設け、困難ケースへの早期の解決をめざし、事例を通しての解決へ向けての効率化や多様性を身に付けます

地域ケア会議へ積極的に参加し、問題解決への協力依頼や協力を行っていきます。

みやざき安心セーフティーネット事業での相談・支援体制の充実（コーディネーター等の育成）をめざし、社会福祉法人本来の役割を果たしていきます。

### **(4) 安心して、本来の力を十分に発揮できる職場環境づくり、人材育成を行い、信頼が経営の安定につながるよう努めます。**

職員1人1人が、健康で意欲をもち、本来の力を十分に発揮できる環境を共に作り保ちながら、さらなるスキルアップを目指せるための取り組みを目指していきます。そうする事が1人の利用者、介護者を全力で支える体制を維持し、さらなる新規の相談者にも、より丁寧に向き合い、適切なマネジメントの継続へ繋がると思われます。また、近隣の相談支援機関減少による、新たな担当範囲についても必要に応じて対応が行えるよう宮崎市街の行政や包括支援センターとのつながりも強化していきます。

経営改善、安定の視点を常に持ち、実績等の数値の確認や分析を継続し、安心して働ける基盤作り、新たなサービス資源づくりにつなげられるように、努力します。

勤務状況の確認や意識調査等を行い職員1人1人の目標設定・評価等を通じて、事業所力の向上を目指し、意欲を持って働き続けることができるよう心身の健康管理を行います。

新たな資格取得の支援、新たな資格や広い知識・深い技術を身に付ける機会を設けます。研修の企画や、業務体験を通しての相談業務への魅力づくり。

当事業所の考えだけにとどまらず、他の同事業所や関係機関にも出向き、情報収集や新たな企画、構想をもった事業運営を目指します。

#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
5月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 地域サロン参加
6月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・ 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
7月	地域夏祭り参加・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換 地域サロン参加
8月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 法人内研修の実施・地域サロン参加
9月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会
10月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
11月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 地域サロン参加
12月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
1月	在宅スキルアップ研修・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換 ・地域サロン参加
2月	介護支援専門員現任研修 県老サ協研究大会 市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
3月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加

毎月定例会を実施。

# 相談支援センター明照（相談支援事業所）

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

障がいがある方のさまざまな問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

障がい福祉サービス利用者のニーズを汲み取りサービス等利用計画を作成し、サービスが計画にもとづいて、きちんと提供されるようモニタリングを行ないます。

障がい者や高齢者、子どもといった既存の制度の垣根を越えて、地域の中で複合的な課題を抱える要援護者の相談を一体的に対応できるように「地域共生社会」の実現に向けて在宅介護支援センターと連携できる体制を整えていきます。

### 2 基本方針

相談支援の実施にあたっては、利用者、家族の心身の状況を把握するとともに、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を活かしながら、利用者が希望する日常生活を営むことが出来るように、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

障がい者や高齢者、子どもといった既存の制度の垣根を越えて、困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」に向け相談窓口のワンストップで対応できる環境・支援体制を整えていきます。

### 3 重点事業

#### (1) 個々に応じたサービス等利用計画の作成

利用者や家族のニーズやストレングス・モデルを把握し、必要に応じたサービスを計画作成します。

#### (2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者の障がいの程度や特性を理解し、その立場に立ち意思の疎通を図ります。

家族の気持ちの理解ができるように努めます。

自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

#### (3) 事業所との連携の強化

市町村、障がい福祉サービス事業者等と連携を図ります。

虐待の防止及び早期発見のため、関係機関との連絡調整などを行います。

障がい者相談の区切りではなく、介護や子育て、生活困窮といった既存の分野の垣根を越えて、対応できるように関係者が横断的に福祉を担う包括的な相談支援が出来る様に取り組みます。

#### (4) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行います。

### 4 年間事業予定

P 29 を参照

# 明照ヘルパーステーション

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

利用者が、住み慣れた自宅で、少しでも長く地域の一員として生活が出来るように、職員一人ひとりが様々な知識と技術を身につけ、専門性を生かしたケアの実践をめざします。

### 2 基本方針

介護保険改正の度に軽度要介護者の生活援助の切り離しが議論され、訪問介護の専門性について問われています。職員一人ひとりが、利用者が住み慣れた自宅での生活が継続できるように、様々な視点（自立支援の観点・身体能力など）から利用者の生活の中での課題にアプローチできる力を身につけられるように、スキルの向上を図ります。

今後ニーズが増える可能性がある身体介護については、ヘルパーの通所介護事業所での実習を取り入れることで対応力を強化していきます。

災害については、緊急時の備えと平行して大災害時についても外部講師を招いて研修を行うことで意識を持ち、普段からの備えを行っていきます。

地域共生社会の実現に向けて、地域の中のサービス事業所として利用者の生活を地域と共に支えていけるような体制づくりをめざします。

### 3 重点事業

#### (1) 訪問介護事業所の専門職として職員一人ひとりの能力の向上に努めます。

活動時には、ケアプランやサービス等利用計画書、訪問介護計画書に沿った活動を行います。活動の中での気になった事は連絡メモを活用し、ケアに反映させていきます。必要時には事業所内カンファレンスを行い、ヘルパーに計画の細かい部分や記録の記入方法など指導を行いケアの統一を図っていきます。

ヘルパーの身体介護のスキルの維持向上の為、他事業所での実習を積極的に調整し、実施をしていきます。

ヘルパーそれぞれが、必要な知識を持ち、自信を持ってケアに臨めるような体制を整えるため、障がい分野や精神疾患等様々な分野の研修を企画し、スキルアップにつなげていきます。

記録用紙の中にひやりはっとの項目を追加しました。自宅内の安全点検の意味もこめてしっかりと検証を行い、危機管理意識の啓発に力を入れる事で、ハード・ソフト両面から事故の防止に努めていきます。

総合事業に関しては、地域や関係機関と連携をとりながら取り組んでいきます。

利用者や介護者の状態把握、適切な助言と関係機関（他通所介護事業所や居宅介護支援事業所、相談支援事業所）との連携を強化します。

利用者や家族を対象とした満足度調査を適時に実施し、結果の分析を行う事で現状における課題等を再確認し、改善に努める事でサービスの質の向上を図ります。

#### (2) 災害についての取り組み

救急時の手順に沿って、緊急連絡表の整備を早急に行います。

自宅にある緊急連絡表の内容などに変化があった場合は、随時見直し行います。

内服薬の情報も緊急連絡表に反映し、緊急時に備えていきます。

活動時に、自宅内の動線の確保や、事故につながるような箇所がないかの確認を行なっていきます。

台風などの災害時には関係機関等と連携し、独居の利用者宅を中心に訪問し、安否の確認や戸締り、非常時の食事の確保などを行います。

#### (3) 新規の受け入れを柔軟に行い、経営の安定をめざします。

法内居宅介護支援事業所だけでなく、近隣の他の居宅介護支援事業所や相談支援事業

所に対して事業所のアピールを行い、新規利用者の確保に努め、経営の安定をめざします。

ヘルパーの調整が難しく受け入れを躊躇することがあった時は他事業所と相談し、職員の派遣が出来ないかどうか、前向きに検討を行っていきます。

日曜日の活動も可能な範囲で受け入れを行い、夜間、早朝の活動にも柔軟に対応できる体制づくりを行っていきます。

利用者のニーズや希望時間とヘルパーの活動可能時間や移動時間などを考慮し、随時見直しを行い、訪問の効率化を図っていきます。

ヘルパーの急な休みにも柔軟に対応出来る体制作りをめざします。子育てや介護と仕事との両立が出来るように事業所全体でバックアップする体制を作り、離職をふせぎ、安定して活動が出来る働きやすい事業所を目指します。

平成30年度に予定されている介護保険制度改正に向けて、情報収集を行い、定例会においてヘルパー全員で共有し対策などの検討を行っていきます。

#### (4) 地域共生社会にむけて、訪問介護事業所としてできる事

住み慣れた地域の中で生活をしている利用者と、地域との繋がりを途絶えさせることがないように、支援をしていきます。

ヘルパー事業所として、地域の情報の把握に努め、地域と一緒に利用者を支えるケアをすすめていける体制を作っていきます。また、困り事の相談があった際は地域と共に解決できるように取り組んでいきます。

#### (5) 介護保険の枠では対応出来ないサービス～自立の支援に向けたサービスの提供

介護保険制度の枠内では対応できない要望について、現在の介護保険に準じた有償訪問介護とは別に、利用者の自立支援に向けた枠組みの保険外サービスを検討していきます。

利用者ご家族ご本人からもしっかりと情報収集を行い、自事業所だけでは取り組みが難しいと思われる依頼については自事業所だけで抱え込まず、法人内他事業所と連携をとり、進めていきます。

### 4 年間事業計画

月	事業名等
4月	ヘルパー定例会（事業計画について・接遇について）
5月	ヘルパー定例会（認知症について・食中毒について）
6月	ヘルパー定例会（精神疾患の基礎知識）外部講師
7月	ヘルパー定例会（緊急時の対応について）
8月	ヘルパー定例会（介護保険制度について）
9月	ヘルパー定例会（災害時の対応について）外部講師
10月	ヘルパー定例会（事例検討会）介護・障がい
11月	ヘルパー定例会（高齢者に多い疾患について）
12月	ヘルパー定例会（高次機能障害について）外部講師
1月	ヘルパー定例会（年間の反省・次年度にむけて）
2月	ヘルパー定例会（セルフケアについて）
3月	ヘルパー定例会（介護保険制度について）

その他

事業所内カンファレンス 毎月の定例会時とは別に随時担当ヘルパーで実施  
 介護職員勉強会への参加 担当訪問介護員を決めて出席  
 外部研修に積極的に参加 個々のスキルにあわせた研修の参加の提案  
 参加に伴って生じる活動の調整などを実施

# グループホーム明照 平成29年度事業計画

## 1 目 標

地域に愛され求められる事業所（拠り所）として、グループホーム明照は認知症の方が自分らしく馴染みのある地域で生活を続けることが出来る社会の実現を目指します。（認知症の方に優しい地域作りに向けた介護・介護予防・住まい・生活支援のケア）

## 2 基本方針

近年、高齢化に伴い認知症の人は更に増加傾向にあります。また、2025年問題の解決に向けて認知症の方々を支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症と共により良く生きていくことができるような社会、地域づくりが必要です。そのために、グループホーム明照は、認知症専門としての機能や役割を多様化及び充実化していく必要があります。これまで培ってきた専門的な認知症ケアの実践や経験を活かしながら地域に向けて認知症の人が住みやすい環境を整備していく必要があります。

そこでグループホーム明照として、昨年度1月から運営を開始した認知症共用型通所介護を効果的に有効利用する事で、認知症を患ったとしても馴染みのある在宅で生活を継続出来る支援を行っていきます。勿論、認知症共同生活介護を利用いただいている利用者に対しも、これまでのその人らしさを大切に生活支援の充実を継続しながらお互いが認知症の進行予防を目的とした支援に取り組める環境を整備していきます。そのような支援を行うためには職員の高いスキル（知識・技術・人間性）が必要です。重度化に伴い安全・安心した身体ケアは勿論の事、認知症ケアとしての専門的なスキルを向上できるように認知症ケア専門研修や人材教育に力を注ぎ、職員の個人スキルを向上する事によりチームとしてのケア向上も目指していきます。

そして、生活を送る中でいつかは『人生への別れ』は避けては通れない現実があります。現在、グループホームを利用されている入居者・家族は住み慣れているグループホームでの最期を迎える事を強く希望されているニーズが多くあります。そのニーズに対応するためには、質の高い看取りケアの整備が早急に求められています。これまでの看取りケアの実践や経験を活かすと共に医療スキルの向上を目的とした研修の実施や企画を看護師を中心とし看取りケア推進委員会で取り組んでいきます。

最後に、利用者・家族・地域のニーズとして災害の心配や不安は常に存在しています。特に南海トラフ地震や台風での水害のリスクは非常に高い事が予測できます。安全な避難誘導に加え、安全な避難場所や避難経路の確保、更には認知症症状や特性に応じた避難が求められます。こうした事を解決していくために避難訓練を通じて避難マニュアルを職員内で検証しながら更なる安全な非常対策整備に努めていきます。

## 3 重点事業

### (1) 認知症になってもいつまでもその人らしく健やか豊かな心で生活が楽しめるサービス支援を提供します。

（基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、安全、安心、健康の維持増進を図りつつ、認知症の人の能力に応じた自立支援の実現を目指します。）

健康管理の徹底と早期且つ適切な対応

健康を害していないか見極めるために、既往歴を踏まえ、食事・水分・摂取状況の確認、排泄状況、顔色や皮膚の状態、服薬の情報、日常生活の把握等に努め、異常に早期に気づく観察能力を磨き適切な対応に努めていく。

利用者が安心して暮らせる環境作り

「物理的バリアフリー」を基本とし、認知症の状態や見当識障害などをアセスメントした上で、その人に応じた環境整備を行っていく。

環境のリスクマネジメント回避

生活場面でのリスクと解決に向けた具体的な方法（ヒヤリハットの活用・安全な介護技術の習得・安全な住環境の整備）をチームで協議を行い、安全・安心の持てる生活を



保障していく。

効果的な認知症進行予防の実践

その人の認知症状態に応じた効果的な認知症進行予防を目的としたケア（進行予防プリント・回想法・作業療法）の実践と検証（モニタリング・長谷川式スケールの活用）に努めていく。

**(2) 認知症共用型通所介護を効果的に有効利用する事で、認知症高齢者が住み慣れた地域・自宅でいつまでも自分らしく生活を送れるように支援します。**

地域の認知症高齢者の情報を把握

関係機関（居宅支援事業所・包括支援センター・民生委員）と連携を図り、地域で生活されている認知症高齢者・家族のニーズに応じた通所介護サービスを提供に努める。（広報による地域へ情報発信及び利用促進）

認知症共用型通所介護サービスに必要な知識・技術の習得及び自己研鑽・環境整備  
多様なニーズに応じる事が出来るために、職員は常に知識及び技術の向上、適切な環境の整備に努めていく。

有効的な活動内容拡大・業務マニュアルの見直し・必要備品の整備

担当国会議の充実化

認知症共用型通所介護サービスの利用状況を基にその人をより細かくアセスメントする事で自宅での生活課題やニーズを明確にし、適切なサービス支援を行う事で在宅生活の継続に努める。

グループホームとしての役割や機能に応じて関係機関とのサービスの調整

**(3) 認知症の方が、地域の中で安心した生活が送れるよう、グループホームとして地域との関わりを更に深め協働で「優しく」「心地よい」地域づくりを目指していきます。**

（認知症の特性を知り、そして関わる大切さを地域と一緒に学ぶ。）

地域で生活を送られている認知症の方やその家族のニーズを知ることや生きがいを作れる拠り所の拡大

認知症カフェの積極的参加やカフェ参加者の推進

地域の方が誰でも気軽に立ち寄れる拠り所（地域の灯り）を提供

文化祭の継続やひっこけん広場の開催

ひっこけん広場については、屋外での開催が難しい時期は屋内で実施。

認知症の特性を地域の方々に知って頂く機会を多く持つ。（情報発信）

介護（認知症）出前講座～地域サロン・地域の学校や企業など

地域包括が推進している認知症サポーター養成講座の積極的な協力

高齢者による交通事故対策に向けての取り組み

交通安全教室の実施～地域サロン等に出向き自動車教習所や保険会社の協力を得て交通事故を未然に防ぐ取り組みに努める。

**(4) 利用者の生活やサービスを担うのは職員です。職員は、常に認知症ケアに必要な知識・技術を学ぶために、人材教育や研修を積極的に受け、資質の向上に努めていきます。また、福祉人としての豊かな心も育成します。**

認知症ケアに関する留意事項の伝達や知識・技術的指導に関わる研修を企画し、定期的（月1回）に開催することで、専門的な認知症ケアの実践を目指す。

認知症ケア加算（ ）算定：認知症リーダー研修修了者研修企画

ユニット体制の強化（組織的指導・OJT指導）

プリセプターシート（個人目標・自己評価・管理・基本介護のチェック・接遇・業務姿勢）の活用を行うことで、職員個人に応じたスキル向上を目指す。また、指導を行う職員もリーダーとしての自覚と責任を持つ。

情報の共有化（記録や伝達の工夫）

必要な情報を職員間で共有するためのツールとして、サイボウズ・申し送り帳・介護記録・モニタリングを有効的に活用する。また、記録力・文章力の向上を目指すために定期的な研修を開催。

福祉人として最も大切な心を養う教育強化

利用者との向き合う大切さを常に持つために、担当制の責任と自覚を高める。（居室を中心とした利用者に適した環境整備、ケアプロセスに置いてのモニタリング能力向上。）

**(5) 認知症の特性を理解した上で、安心できる防災対策の充実を図り迅速な避難が行えるように訓練を繰り返し検証しながら取り組みます。**

認知症の特性を理解した上での避難訓練の反復実施  
 認知症の症状や特性に応じた避難方法や様々な災害(地震・停電・火事)や状況(時間・マンパワー)を想定した避難訓練の実施を定期的(月1回以上)に繰り返し行う事で、非常時に迅速且つ安全な避難行え、不安解消につなげる。  
 昨年、障がい者施設で痛ましい事故がありその事を教訓とし「不審者対策」の訓練も年間計画に位置付けて実施(マニュアル作成及び見直し)  
 定期的な避難マニュアルの検証及び見直し  
 利用者の認知症の症状・特性や状態変化(重度化)に伴い避難方法も変化するため避難訓練を通じて避難マニュアルを職員内で検証・見直す事で更なる安全な避難を目指します。  
 今年度より、認知症共用型通所介護を実施中の避難マニュアルの整備  
 緊急通報システムを活用した避難訓練  
 運営推進会議を通じて緊急通報装置を活用した避難訓練の実施と評価を行い客観的な意見をグループホームの防災対策に取り入れていく。  
 新運営推進会議委員への同意・登録の推進  
 平成30年3月31日をもって改正消防法令経過措置期間が終了するため、今年度中に法令を遵守した自動火災報知設備の整備を行います。  
 避難場所や避難経路の確保と環境の整備  
 安全・安心な避難場所・経路を周知し災害時は迅速に避難場所へ避難を行い、避難場所が必要とされる備品の整備にも努めていく。  
 近隣事業所との協力体制の強化  
 災害はグループホームに限定されない災害もあり、また2次災害の危険性も考えられる。そのために、近隣事業所との協力体制の図り安全な避難が求められる。  
 (年1回以上の合同防災訓練の実施。また、3施設合同での避難マニュアルの整備も行う。)

**(6) 最期まで、その人らしい人生を終えるために認知症により感情表出できない心の声に耳を傾け心に寄り添い、その人や家族と一緒に安心して看取る事が出来る、看取りケアの充実及び実践に努めます。これまでの看取りケアの実践を活かします。**

認知症の症状や特性に応じた看取りケアの充実や実践  
 これまでの看取りケアの実践で学んだ知識や技術を基より、認知症の症状や特性を考慮した上で認知症専門の看取りケアを行っていく。望まれている最期・馴染みのある人・音楽・嗜好に触れ限りなく支援。  
 看取りに必要な環境及び必要備品の整備 記録や職員体制も含め。  
 これまでそしてこれからも安心して看取りを行なうためには、空間や備品が必要になる。また、その他にも職員の勤務体制や記録の整備も必要になり、実践や研修を通じて必要なものを把握し整備を行なう。  
 満足いただける看取りケアを実践し看取り加算の取得。  
 看護師を中心とした推進委員会強化  
 看取りケアに関わる医療のスキル(知識や技術)を学び、実践できるように看護師を中心に看取りケアの研修企画と研修の実施を行っていく。  
 目標の設定 年間研修計画 デスカンファレンス

**4 年間事業予定**

月	事業名等
4月	調理教室(よもぎ団子) 外出(大淀学習館)音楽療法、地域ボランティア、明照保育園(花見堂・こいのぼり運動会)、
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
5月	調理教室(柏もち) 明照保育園芋の苗植え見学、地域ボランティア、 外出行事(動物園) 誕生会、母の日、音楽療法

交流会	明照保育園 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
6月	調理教室(お好み焼き) 買物(しまむら) 外出行事(英国式庭園) 地域ボランティア、父の日、
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター 佐土原保育園
7月	地域ボランティア、バスドライブ(一ツ葉サンビーチ) 調理教室(3食おはぎ) 佐土原夏祭り見学、バーベキュー大会~買い出しから企画
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 那珂の郷
8月	地域ボランティア、誕生会、そうめん流し、花火大会見学、調理教室(冷や汁・ざるそば) ブルーベリーの収穫(神楽酒造)
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
9月	敬老会、地域ボランティア、調理教室(いなり寿司・お月見団子) 運動会予行練習見学、外出(宮崎総合博物館)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
10月	明照保育園運動会見学、誕生会、買物(しまむら) 地域ボランティア、お花見(西都原~コスモス見学) 調理教室(餃子)
交流会	社会福祉協議会主催の祭りに参加、芋掘り グループホーム明照文化祭
11月	明照保育園 明照デイサービスセンター
交流会	宮崎市歴史文化会館見学、地域ボランティア、調理教室(芋団子) 明照保育園発表会予行練習見学、誕生会、温泉(歓鯨館)り グループホーム明照文化祭
12月	明照保育園 ひだまり1号館 原口保育園
交流会	音楽療法(観賞会) 誕生会、餅つき・大掃除、調理教室(どら焼き) クリスマス会・忘年会、地域ボランティア
1月	明照デイサービスセンター ひだまり柳丸館
交流会	年始、初詣、新年会、地域ボランティア、調理教室(ぜんざい・焼きそば)
2月	明照保育園 ひだまり2号館
交流会	節分、地域ボランティア、調理教室(恵方巻きバレンタインチョコ) 外食(城の駅) 明照保育園との交流、明照デイサービスセンターとの交流
3月	明照保育園 明照デイサービスセンター
交流会	ひな祭り、地域ボランティア、誕生会、お花見(西都原古墳群)、鬼子母神大祭

寒暖の影響がない晴天時には、毎日散歩を実施

印は、家族共同行事 今年度からの新しい行事

月1回以上地域ボランティアとの交流会の開催(社会福祉協議会からの紹介)

- (1) 毎月定例会議：職員会議(月2回開催)、高齢者部定例会、3施設会議(明照保育園・明照デイサービス・グループホーム明照)
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修  
宮崎県央グループホーム連絡協議会主催、佐土原他職種連絡協議会
- (3) 内部研修：毎月(実践に必要なテーマを選定、看取りケア研修)  
\*命にかかわる心肺蘇生等の研修は定期的の実施  
認知症ケア研修(認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導)
- (4) 運営推進会議(年6回：5月、7月、9月、11月、1月、3月予定)
- (5) 外部評価(年1回：10月予定)
- (6) 家族会(年2回以上) 家族懇親会(年1回以上)
- (7) 非常災害訓練(毎月1回：火災・地震・水災・津波・停電・不審者侵入)  
運営推進会議内で緊急通報システムを活用した避難訓練  
夜間想定だけでなく夜間帯に実際の訓練実施  
近隣施設と合同での総合訓練実施(協力：宮崎市北消防署)

# ひだまりデイサービスセンター 平成29年度事業計画

## 1 目 標

ご利用者が住み慣れた我が家でいきいきと暮らせるために、生活の中の楽しみや自分への自信を失わないよう支援します。

## 2 基本方針

平成30年度の介護保険改正や今後の社会保障改革においても、介護保険サービスを受ける側（被保険者）の負担増や必要なサービスを受けにくくなる方が増える可能性が危惧されています。市町村の給付の適正化がすすめられる中、今まで以上にエビデンスに基づく支援とその結果を見える化することが求められてきます。また、高齢ドライバーの運転免許の自主返納や認知機能検査を通して運転への不安や認知症の診断を受ける方も今後増えることが予測され、認知症への対応、予防的な取り組みが今後、益々重要視されると考えられます。

このような高齢者を取り巻く様々な制度の改革により、今までの様に車に乗って買い物を楽しむことや、必要な食材を買ってくることに不自由を感じたり、軽度の支援を受けれることで食事を作って食べていた方が食べる楽しみを失ったり食べることすらまもなくなくなる恐れもあります。

そこで、ひだまりデイサービスセンターは、これまで以上に自宅での生活状況に目を向け、自立した生活が継続出来るために通所介護事業所として出来る支援を考え取り組んでいくことが在宅生活延長のための要となってくると考えます。そのため、身体機能の維持・向上を図る体操や運動の充実を図るとともに、生活場面に沿って自立できることを増やしていく取り組みが求められます。また、在宅医療、介護連携の推進を図ることになれば、医療的依存度の高い方の在宅生活を支えるために、これまで以上に介護職員の医療的知識も必要不可欠なものとなっていきます。

そのような状況を踏まえ、平成29年度は医療的知識を備えた介護職員の育成とご利用者が住み慣れた我が家で在宅生活を継続出来る様な支援として、自宅での生活動作の維持・向上に繋がる支援(訓練)、生活上の課題解決に向けた支援(訓練)を積極的に行う事業所となり、そのことを強みとして経営の安定をはかっていきます。生活の中の不安や不自由を減らし、家族的な雰囲気の中でご利用者の思いや悩みに気付き、寄り添いながら精神的な安定が図れるように努めます。

## 3 重点事業

### (1) 利用者の“できる”気持ちを引き出し自信を取り戻す事で、自立的な生活継続につながる支援に力を注いでいきます。

出来なくなった不安から自信を失わないように、利用者の持てる力を的確に見極めレベルに応じた役割や取り組みを見つけ提供し、出来る自分を好きになれるよう支援します。

自宅での生活状況をアセスメントし在宅生活延長のために必要な日常動作、家事動作における課題を掘り起し、医療・介護の他サービス事業所との連携を図りながら、課題を解決できる支援を見つけ取り組むことで、利用者の自立を支援します。

各種レクレーションを通して、楽しみながら運動機能の維持・向上に繋がる意識を持ち、自立動作のために必要な上下肢の筋力や指先の動きを意識した機能訓練を行います。またレクレーションや機能訓練に注意分割（デュアルタスク）訓練も盛り込むことで、変化をつけ楽しみながら認知症状の進行予防に取り組めます。運動器機能訓練の効果を振り返る手立てとして、体力測定を行い検証します。

### (2) 思いやりの心を忘れずに、自発的に考え行動できる職員をめざします。また、医療的リスキを抱えた利用者にも安心して利用できる医療スキル向上を持つ職員を目指します。

利用者個々の個性を大切にしたい落ち着いた環境を考え、家族的な雰囲気の中で信頼関

係を築きながらご利用者の思いや悩みを丁寧に聞きとり対応していきます。

内部研修、外部研修へ参加し、介護職員として必要な介護保険制度に関する知識の習得、介護技術向上等に励みます。

ケアの方法についてそれぞれが多角的視野で持ち寄った意見を交換しながら、より良いケアを追及する姿勢を大切にします。

業務にとらわれず利用者本位のサービスを心がけ、職員の配置と利用者の状況に意識をもち、自発的に考え動くことで、事故防止に努めます。

介護保険制度についての理解を深め、根拠に基づいたより良いサービスやケアを探求していきます。

医療リスクの高い利用者も増えています。また、これからも利用ニーズは高くなることが考えられます。そのため、看護師を中心として現場を通じた医療知識及び技術の取得に向け研修の機会を多く持ち事業所（チーム）として医療スキル向上に努めていきます。

### **(3) 利用者と共に地域との関係を深め交流を行っていきます。**

地区の広報紙は継続して発行し(月一回) 事業所の活動の様子をお伝えするとともに一緒に参加していただける活動や行事等についてお知らせしていきます。事業所をコミュニティの場として提供し、住民にとって身近な地域資源となり相互に協力できる機会を作っていきます。

地域のボランティア等の受け入れを積極的に行い一緒に活動できる時間を通して関わりを深めます。

周辺への散歩の時間を利用して、利用者と一緒にゴミ拾いを行い、継続していくことで利用者自身にも地区住民としての役割を果たし貢献できていることを実感できる機会につなげます。

近隣のサロンや地区の総会、清掃などにも積極的に参加し、地域共生の事業所として認識して頂くことで地域のニーズや相談を持ち込みやすい事業所作りを目指します。

運営推進会議を定期的開催することで、地域の情報を得て地域に貢献できるヒントを頂き実践していきます。

### **(4) 個別的な課題に目を向けながら利用者の確保を行い経営の安定を図ります。**

月に2回以上関係居宅訪問を継続し、利用者の状況報告を口頭、書面で行います。また、根拠に基づいたサービスを行い、積極的に情報交換を行う事で、事業所への信頼構築を図ります。

在宅生活延長のために、欠かすことの出来ない食への課題を見つけ、食材を選ぶ楽しみ、食事を準備する楽しみ、食べることの安心感等を維持する為に必要な個別支援ができるサービスの提案(時間延長、有償サービス)を行います。

地区住民や民生委員、またケアマネやご家族が事業所に足を運ぶ機会となるような行事や活動を計画し、気軽に訪問しやすい開かれた事業所をめざします。事業所や利用者の普段の様子を感じていただき、事業所と関係機関、ご家族との信頼関係の構築の機会につなげます。

事業所の屋内外の環境整備を行い、明るい雰囲気作りに努めます。

屋外～花壇やミニ菜園(プランター)での園芸活動を継続し、利用者といっしょに植物の成長を楽しみます。収穫した野菜を活動時や自宅での調理に利用し、生活の中の楽しみと自宅での家事の楽しみが繋がる支援を行います。

屋内～季節に応じた利用者の作品や活動の写真を展示し、利用者や訪問者が楽しめる空間づくりを行います。自身や他者の作品を鑑賞、評価しながら相互に興味を持つ機会につなげます。また活動の写真や作品をまとめ一年間の自分の足跡を振り返りながら、生きる楽しみを実感できる支援を行います。

### **(5) 定期的な防災訓練の機会を持つことで、万全な体制をつくと共に地域と一緒に非常時に備えていきます。**

年2回(8月、2月)に火災を想定した避難訓練を実施します。火災時の対処方法を認識し、職員及び利用者の防災に対する意識づけが出来るように努めます。

年1回(10月)震災・津波を想定した避難訓練を実施します。また、不審者対応の研修・訓練に参加し、環境整備に努めます。

内部研修を開催し、非常災害時の対応方法や知識を身につけます。

消火設備の点検や火災の元となりかねない電化製品や電源等の点検、避難通路の確保に努めます。

火災想定避難訓練・防火訓練の際には地区の方にも参加を呼び掛け、火災時の連携、協力、初動について一緒に訓練が行えるように働きかけを行っていきます。

非常災害の備えとして、防災の日（週間）を年4回設け、さまざまな災害に遭遇した際におけるべき行動等について話し合う機会を作り、職員・利用者ともに日頃から防災への意識を継続して持つことができるように努めます。

#### 4 年間事業計画

月	事業名等
4月	桜見学、フローランテ宮崎見学、ひだまり柳丸館交流会
5月	花菖蒲見学、ひだまり2号館交流会、明照デイ交流会、外食
6月	佐土原保育園児との交流会、バスドライブ、外食
7月	七夕祭り、グループホーム明照交流会、外食
8月	そーめん流し、夏祭り、避難訓練、すいか割り、外食
9月	敬老会、明照デイ交流会、ひだまり柳丸館交流会、バーベキュー
10月	ひだまり2号館交流会、運動会、バスドライブ、那珂の郷運動会見学、外食、佐土原保育園児との交流会、外食
11月	グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、バスドライブ(秋を探して)、焼き芋会、コスモス見学、外食
12月	ひだまり柳丸館交流会、クリスマス会、餅つき会、忘年会、佐土原保育園児との交流会
1月	初詣ドライブ、書初め、新年会、明照デイ交流会
2月	ひだまり2号館交流会、節分、梅見学、避難訓練、外食
3月	グループホーム明照交流会、ひなまつり バスドライブ、佐土原保育園児との交流会

外食については同月内1回とし、年間を通じて各ご利用者が参加できるよう計画します。

その他.

(1) 毎月実施する行事

誕生会、料理教室、ハーモニカ演奏会、日本舞踊鑑賞 大坪先生～奇数月  
第2土曜日 宮崎先生～奇数月 第4金曜日、斎藤先生～偶数月その都度連絡  
外出行事に合わせて買い物

(2) その他の行事

天神地区内清掃、天神地区夏祭り、音楽教室（随時）フラダンス鑑賞（随時）火災を想定した避難訓練（年2回、8月・2月）震災津波を想定した避難訓練（年1回、10月）

(3) 会議

担当者会議、ケース会議（職員会議）、合同職員会議、行事検討会議（職員会議）、高齢者部定例会議、職種別研修会（看護・介護・スマイルシャイン）

(4) 外部研修

宮崎県社会福祉研修センター、地域包括支援センター主催研修、宮崎市通所介護連絡協議会研修

(5) 内部研修

職務規定、身体拘束、非常災害、認知症ケア、プライバシー保護、事故・緊急時の対応、感染症、相談・苦情処理、事業計画の反省

# デイサービスセンターひだまり 2 号館

## 平成 29 年度事業計画

### 1 目 標

住み慣れた地域（在宅）で、いつまでも安心して生活が続けられるよう、その人らしい生活の実現や家族の介護負担の軽減を行います。

### 2 基本方針

平成 30 年度の介護保険制度の改正が予定されていますが、今までの動向を見る限り、更なる介護報酬の厳しい見直しが予測されます。また、年々高齢化していくご利用者やその介護を行うご家族も年を重ねることにより、入院や在宅での介護が困難になることからの施設入居が多くなってきています。そのため、今後、厳しい経営状況になることは安易に予想されます。そのため、年々変化する地域や利用者、家族のニーズに対応すべく、提供時間の延長や個人の専門的なスキルアップ、福祉の心の育成等に取り組み、組織全体の底上げはもちろぬ、在宅生活の延長に必要な様々な課題解決への取り組みを行っていきます。

また、平成 29 年 4 月から実施される「介護予防・生活支援サービス事業」（以下、「総合事業」という）に円滑に移行できるようしっかりとした準備を行い、既存のサービスの継続を行うとともに、在宅生活の延長に関わる個別の課題に目を向け、解決に向けた取り組みを強化します。

その他、地域と交流する機会増やし、繋がりを形成することで地域に根付いた施設作りを展開し、地域における福祉活動の拠点を目指します。

### 3 重点事業

#### (1) 有効的な営業活動による新規利用者の獲得やサービス提供時間の延長を行うことで経営の安定を目指します。

疾病による入院や在宅生活が困難なことによる施設入所が増加していることで、登録者が増えないのが現状です。そのため、各関係機関との情報交換や営業活動、地域ケア会議等へ参加することで当事業所を宣伝し、安定的な利用者確保に努めます。また、レスパイトケアや個別ケアの充足、リラクゼーションの提供を行うため、サービス提供時間を延長することで在宅生活の継続や心身のリフレッシュに繋がります。

地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所へ営業活動を行うことで当事業所を宣伝し、介護支援専門員との信頼関係やお互いに相談しやすい関係をつくります

当事業所の営業会議を開催し、情報の共有と問題解決を図ります。

サービス提供時間を延長することでレスパイトケアや個別ケアの充足、リラクゼーションの提供を行うことで、その人らしい生活の実現や在宅生活の延長に繋がるよう支援します。

昨年度までは 5 ～ 7 時間の提供時間が基本であったが、今年度は 7 ～ 9 時間の提供時間を基本とする(柔軟な対応も可能)

希望があった方には配食弁当を準備し、持ち帰って頂くことでご家族の家事負担の軽減に努めます。

利用者や家族の満足度を把握するために年に 2 回満足度調査を実施し、サービスに反映します。

水道・光熱費の節約やペーパーレス化、物品の保守管理を行うことでランニングコストの削減（ムダを省く）に努めます

#### (2) 総合事業へのスムーズなスタートと事業の充実を図ります。

平成 29 年 4 月から段階的に移行される総合事業へ向けて、現在の取り組みを継続する

とともに、生活機能向上へ繋がる取り組みを強化し、在宅生活の延長に繋げていきます。  
可能な限り自宅へ訪問し、日常生活の様子を確認することで在宅生活の延長に必要な課題の整理と解決に向けたサービスを提供し、生活機能の向上を目指します。

介護予防サービスを集団ケアから個別ケアへ転換し、個人の課題達成に必要なサービスを提供します。

専門職(看護職)による、運動機能訓練を確立し、在宅生活に必要な運動機能の維持・向上に繋がります。

### **(3) 専門職としての資質の向上だけでなく、個人スキルの向上にも目を向けることで多様なニーズにも対応できるスキルを習得し、ご利用者やご家族の満足に繋がります。**

現在の能力に満足せずにより高い知識や技術の習得に努め、組織全体のサービスの質の底上げを行います。また、個人のスキルアップにも目を向け、多様なニーズにも対応できるスキルの習得に努めることでご利用者やご家族の満足に繋がります。

専門職としての知識や技術をさらに向上させることでプロとしての自覚を持ち、専門性に基づいたサービスを行います。

外部・内部等の各種研修でスキルアップを行い、組織全体のレベルアップに努めます。

専門性に基づいたサービスだけでなく、個人のスキルアップにも尽力し、ご利用者やご家族の多様なニーズに対応できるようスキルの習得に努めます。

(例：アロマ・オイルマッサージ、ペーパークラフト、介護予防運動等の勉強会等)

個別ケアの充足やリラクゼーションの提供により、その人らしい生活の実現や心身のリフレッシュを行うことで、利用者本意・自立支援・機能改善に努めます。

### **(4) 開かれた施設作りを行うことで地域との「共存」、「連携」、「貢献」などのつながりを持ち、地域に愛される施設運営に努めます。**

地域における福祉活動の拠点となるべく、地域との繋がりを持ち、気軽に足を運べるよう開放的で透明性のある事業所を目指します。

地域サロンとの交流を継続して行い、関係性の強化に努めます。

事業所で行事を行う際には地域の方々へ情報を発信し、施設に足を運ぶきっかけを作ります。

定期的に地域の方との交流会を実施することで関係性を築き、地域の情報収集を行います。

地域で行事が行われる際には積極的に参加します。

### **(5) 災害に備えた取り組みを行います。**

災害時の被害を最小限にとどめるため、常日頃から訓練を行います。

消防設備保守点検等委託業者による消防用設備等の点検を実施します。

年4回の訓練をマニュアルに基づいて実施し、災害時の被害を最小限にとどめられるよう努めます。(火災、地震、津波に対する避難訓練、不審者訓練、消火訓練、119番通報訓練)

ハザードマップで周囲の状況を把握し、速やかな避難に繋がります。

必要に応じて、事業所を開放し地域住民の避難場所として活用します。

地域との助け合いの絆を作るため、地域住民との合同避難訓練を実施します。

避難時に必要な物を準備し、災害時や緊急時に備えます。



#### 4 年間事業計画

月	事業名等
4月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、農園芸、桜見学(合同)
5月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、買い物、花菖蒲見学、ピクニック、地域サロン交流会
6月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、避難訓練、外食、紫陽花見学、
7月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、農園芸、地域サロンとの交流会、七夕祭り、野外活動、ソーメン流し
8月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、買い物、夏祭り、すいか割り、野外活動
9月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、地域サロン交流会、外食、敬老会、保育園児交流会、野外活動、避難訓練
10月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、農園芸、運動会(合同)、ドライブ、野外活動、バーベキュー、農園芸
11月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、避難訓練、地域サロンとの交流会、買い物、コスモス見学、焼き芋会、避難訓練
12月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、外食、クリスマス会、餅つき大会、忘年会(鍋会)、保育園児交流会
1月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、初詣ドライブ、書初め、カルタ大会、新年会
2月	誕生会、料理教室、日本舞踊来訪、地域サロン交流会、買い物、節分、雛山見学、梅見学、避難訓練、農園芸
3月	誕生会、料理教室、大正琴来訪、外食、保育園児交流会、舞踊見学、野外活動 菜の花見学(合同)

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他事業所との交流会は、随時、計画して実施する。
- (2) ひだまり柳丸館との合同行事を実施する。
- (3) 合同調理教室(昼食)も検討する。(年間5～6回)
- (4) 法人外の近隣事業所との交流会兼情報交換会の実施
- (5) 毎月定例会議：職員会議・利用者ケース会議・行事検討会
- (6) 柳丸館との合同研修(奇数月に実施)
- (7) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (8) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

# デイサービスセンターひだまり柳丸館 平成29年度事業計画

## 1 目 標

現在、各地域において地域包括ケアシステムの構築が行なわれており、宮崎市に於いては平成29年度から介護保険法の三本柱の一つである介護予防給付から要支援者が外れ、同法の地域支援事業へ移行される。又、平成30年度には介護保険法改正も控えており、今年度は極めて重要な移行期となります。

改正社会福祉方が平成29年4月1日に完全移行され我々社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人事業所としての積極的な取組みを行なう事でそれらが機能し地域に認められる事が重要になります。

私たちは、福祉の力によって地域を活性化地域して 1 を目指す為に、以下の2基本方針を掲げ、事業の安定化と共生社会実現に向けた取組みを行います。

## 2 基本方針

### (1) 事業内容の見直し

4月よりサービス提供時間7時間以上9時間未満を基本とし、更なる内容の充実とレスパイトケア推進を図ります。低所得者や給付管理上これ以上の負担が困難な方等に対しましては従来通りの提供時間を継続します。

必要な方に関して、実費にて夕食提供を行ない在宅生活の支援を行ないます。

6月より地域密着型事業所に移行し、痒いところに手が届く極め細やかなケアの提供を行います。

要介護状態の利用者への必要に応じた適切な介護サービスを提供し心身機能の維持と在宅生活の支援を行ないます。

新しい総合事業利用者への対応：サービス作りは地域作りのコンセプトの意義を正確に捉え、地域住民の具体的な仕組み作りの支援を、専門職の立場から支援し間接的に関わる事で活動の場の拡大を図ります。具体的には、サービス提供事業所として、要介護リスクの高い利用者に対し通いの場作りと適切な支援を通して在宅生活支援の実現に努めます。

認知症利用者への対応：認知症利用者への取組みは単に生活支援サービスを充実させるだけでなく、最終的には中重度利用者の在宅継続の可能性を高める為に重要な項目として取り組みます。具体的には認知症実践者研修終了者を中心に、現在のケアの在り方を評価し、より個別的な一貫したケアの提供の実現を目指します。

### (2) 利用者満足度向上に向けた取組み

提供するサービスについて、継続的な自己点検を行い見直しや改善に定期的に取り組み改善の効果を確認します。又、利用者満足度調査を年2回(6月12月)に実施し利用者家族意向を確認し更なる改善を行って行きます。

### (3) 地域に於ける公益的な取組みの推進

地域に於ける様々な福祉課題や生活課題に専門機関として積極的に関り、各関連機関や団体と連携を図りながら公益的な取組みを行ないます。具体的には、地区自治会や民生児童員、福祉協力員と定期意見交換を行いながら課題の整理を行い、専門職としての活動内容を具体化して行きます。

### (4) 人材確保に向けた取組みの強化

休暇取得の促進等、仕事と生活のバランスに配慮した取組みを行います。

平成29年度は事業所内任意で「ケアリ-ダ-制度」を設け、介護職員間の情報共有や他職種間が円滑で良好なコミュニケーションを計り、働き甲斐のある魅力ある職場作りに取り組みます。

### **(5) 災害及び感染症に向けた取組み**

(災害に関して)

各種自然災害並びに二次災害を想定し、月一回の割合でより具体的な避難訓練を実施し安全且つ迅速な内容のスキルアップを目指します。

同一建物内にある、すずき内科クリニックとの連携を図った避難訓練を実施します。

同一建物内の住宅型有料老人ホ - ムが有する機能を活用し、万が一の場合は、社会福祉法人の使命として、地域住民の「福祉避難場所」として事業所を開放し必要な介護看護のサ - ビスを無償で提供いたします。

(感染症に関して)

インフルエンザ等の感染症も災害の一環として位置付け予防対策はもとより、万が一感染症が発生した場合のマニュアルを全職員が共有し初動に誤りや遅延がないように万全を期します。

### **(6) 社会福祉法人としての信頼と協力を得るための取組み**

姉妹施設との合同広報誌を毎月発行し、幅広く地域に情報を発信し信頼を得る様に努めます。

法人ホ - ムペ - ジを随時更新し最新情報が閲覧出来るように努めます。

社会福祉法人の特性について、地域や利用者家族に分かりやすい説明を行ないます。集いの場や会合の場として施設機能を地域に開放致します。

## **3 重点事業**

**【標語】**

### **(1) 私たちは、痒い処に手が届く極め細かなケアの提供を行います。**

**<具体的な取組み>**

**目標達成のイメージ**

『適正な人員配置の基に、各職員の資格やキャリアデザインが活かされ、目的と責任を果たす役割の基にケアの質が向上している。』

平成29年度から事業所内任意での「ケアリ - ダ - 」を配置し、他部門と連携を図りながらクオリティ - の高いサ - ビスの提供を計ります。

認知症実践者研修終了者を中心に、「認知症ケアリ - ダ - 」を配置し他部門と連携を図りながらクオリティ - の高いサ - ビスの提供を計ります。

精神保健福祉士取得職員を中心に、看護部門と連携を図りながら様々な精神症状を呈する利用者へのケアの提供とレスパイトケアを始めとする在宅支援を行います。

介護支援専門員取得職員を中心に、介護保険上での個別相談や各制度や関係機関への橋渡しを的確に行います。

機能訓練指導員(看護職員兼務)を中心に、他部門と連携を図りながら個別機能訓練を適切且つ継続的に実施し利用者自身の自立支援と生活の質の向上を目指します。

要支援の方であっても自宅での一人での入浴に不安がある方に関しては、快適で安全な入浴を行って頂けるよう生活支援や介護サ - ビスを提供します。

総括：上記1~6以外の生活課題や優先的に解決するか課題が出た場合は、それぞれの専門職の観点から合理的な解決策を見出し早急に対応し「痒い処に手が届く」極め細かなケアの提供を行います。

### **(2) 私たちは、常にサ - ビスの見直しを行い利用者満足度の向上を行ないます。**

**<具体的な取組み>**

**目標達成のイメージ**

『不満や苦情等と言う形で表出して来る前段階で、利用者家族から「相談」と言う形で気軽に互いが何でも言えて、随時リクエスト等に答える事が出来る環境を目指します。』

年2回(6月と12月)に利用者家族に向けて「満足度調査」を実施し、その内容を把握し、日々のケアや業務改善を毎月開催の職員会議に諮り改善策を講じます。

4月に職場を離れた「利用者家族懇親会」を開催し、事業内容や重点的に取り組む内容の説明を行ないます。また、アンケート調査や日々の業務の中では得られない意見や要望等を得る機会を設けます。更に、その内容を把握し、日々のケアや業務改善を毎月開催の職員会議に諮り改善策を講じます。

の内容を毎月発行の広報誌にて広く情報の発信を行います。

### (3) 私たちは、地域と共にあります。

<具体的な取り組み>

#### 目標達成のイメージ

『ひだまり柳丸館に聞けば何とかしてくれるだろう。と言って貰えるように目指します。その為に2移行に取り組めます。』

社会福祉法人も地域の社会資源の一つであることを自覚し、職員研修を通し「地域福祉」の正しい理解を深めます。

柳丸地区自治会長、民生児童員等との月1回の茶話会を実施しリアルタイムな地域課題や情報収集に努めます。その中での、社会福祉法人として実施出来る「福祉地域貢献事業」へ参加します。

柳丸町自治会又は江平地区合同の行事活動や研修会、地域ケア会議等に参加します。

地域福祉コ-ディネ-タ-取得者を中心に計画に基づく活動を効果的且つ継続的に実施します。

### (4) 私たちは、福祉の魅力を発信し福祉人材の確保に努めます。

<具体的な取り組み>

#### 目標達成のイメージ

『実習生や職場体験者や職員の子供世代に「将来福祉現場で働きたい」と言って貰えるように目指します。その為に2以降に取り組めます。』

各機関が実施する各種実習依頼を積極的に受け入れ、現場指導や体験を通して、魅力や、達成感や人生感を共有し人材確保の一助を担います。

昇進昇格、賃金、必要となる資格や求められる水準等の要素を明確化し、職員自身が将来像を描く事ができる仕組みを明確化します。

ワークライフバランスの観点から職場環境についてのヒヤリングを年2回以上行います。(6月、12月及び必要に応じて)

### (5) 私たちは、如何なる災害に対しても万全の備えを整えます。

<具体的な取り組み>

#### 目標達成のイメージ

『自然災害発生時又は感染症発生や拡大時に、事業所として適切な処置や対策又は情報を発信し、被害拡大が最小限に留める事ができた。継続した支援や対策が必要な場合であっても、それに必要な支援物資や体制が確立している。』

自然災害時、感染症発生時に於ける事業所が取るべき行動に関するマニュアルを整備し日々の活用と加筆修正が必要な場合速やかに対応を行います。

飲料水、食料、医薬品等を始めとする生活物資を適切に整備を行います。

食形態や咀嚼・嚥下能力に応じた食事形態のアセスメントを定期的を実施し、適切な食事形態で安全且つ美味しい食事提供を行います。

給食業務委託業者の淀川食品(株)と月一回の、給食委員会を開催し情報共有と嗜好状況を確認します。

### (6) 私たちは、地域から信頼される情報発信と取り組みを行ないます。

<具体的な取り組み>

#### 目標達成のイメージ

『社会福祉法人が行う地域での公益的な取り組みや収益関係や特性が、地域自治会役員に理解を頂く事が出来ている。』

広報誌により正確な情報発信を行います。  
 社会福祉法人の理念や事業計画等の取り組みの説明を行なう機会を設けます。

#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	新年度開校式、ひだまり1号館との交流会、調理実習（お好み焼き） 海での魚釣り、お茶ドライブ、グループホームとの交流会、避難訓練 お花見、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ <b>平成29年度利用者家族懇親会（意見交換、事業）</b>
5月	調理実習（すずかステラ） 外食ドライブ、海での魚釣り、江平保育園児との交流会、 グループホームとの交流会、避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ <b>すずき内科クリニック合同避難訓練一回目</b>
6月	那珂の郷との交流会、明照デイサービスとの交流会、4～6月生誕生会（住宅型合同） 調理実習（ゼリ-） 避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ <b>第一回利用者満足度調査</b>
7月	ひだまり2号館との交流会、そうめん流し、七夕祭り、調理実習（冷汁） 海での魚釣り（弁当持参） 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
8月	夏祭り&スイカ割り大会、調理実習（お好み焼き） 外食ドライブ、グループホームとの交流会、 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
9月	明照デイサービスとの交流会、敬老会（住宅型合同） 調理実習（白玉団子） 7～9月生誕生会（住宅型合同） ひだまり1号館との交流会、体重測定、 避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
10月	那珂の郷との交流会、平成29年度大運動会（ひだまり2号館合同） 調理実習（鈴カステラ） 海での魚釣り&散歩、コスモス見学、体重測定、避難訓練、 宮崎市介護支援ボランティア受け入れ <b>すずき内科クリニック合同避難訓練二回目</b>
11月	外食ドライブ、ひだまり2号館との交流会、江平保育園児との交流会、調理実習（牛乳餅） 明照デイサービスセンターとの交流会、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
12月	グループホームとの交流会、10～12月生誕生会（住宅型合同）、ひだまり1号館との交流会、 クリスマス忘年会（住宅型合同） 調理実習（ねりくり） 門松製作 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ <b>第二回利用者満足度調査</b>
1月	初詣、新年会（職員による獅子舞） 調理実習（たこ焼き） 調理実習（焼き芋） 体重測定、 避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
2月	節分豆まき、外食ドライブ、那珂の郷との交流会、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、 調理実習（どら焼き） 難山見学
3月	難山見学・調理実習（牛乳餅）・西都原菜の花見学・江平保育園児との交流会（お別れ会）、 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他施設との交流会：和音・江平保育園・原口保育園との交流会
- (2) 毎月定例会議：当該介護支援専門員又は地域包括支援センター主催による利用者担当者会議（自宅又は住宅型有料於）・企画会議（翌月行事検討）・給食委員会・デイ部門職員会議（利用者モニタリング）・ひだまり2号館との合同研修会（奇数月）
- (3) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (4) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル

# 住宅型有料老人ホーム柳丸館

## 平成29年度事業計画

### 1 目標

入居者の皆様が、住み慣れたここ柳丸町内又は生活圏域で全て事足りて、完結できるように各サ - ビス事業所や地域自治会との関係性や仕組みを我が事を丸ごと化し、入居者一人一人の暮らしと生きがいを地域と共に創って行く社会の実現に向けた取り組みを行います。

### 2 基本方針

入居者一人一人の自己決定と選択の自由を尊重しその権利擁護を実現するとともに、入居者個人の尊厳に配慮した良質な、生活支援サ - ビス、医療サ - ビス、食事サ - ビスを提供いたします。

平成29年現在、宮崎市内の全ての有料老人ホ - ムの定員の総計は4,500名とされています。入居を希望する方はさほど苦労することなく入居が可能な状況になっています。その中であって真に、入居者一人一人の人格を尊重し個々に合わせた良質なサービスを恒久的に提供する必要があります。

ご入居を希望される方は様々な有料老人ホ - ムを見学して内容を見て頂き、最後にひだまり柳丸館で入居を決定して頂き、最後は此処で良かったと言って頂けるように下記の重点事業を以て達成を実現致します。

### 3 重点事業

#### (1) 我が事から丸ごとへの転換

##### <具体的な取り組み>

##### 目標達成のイメージ

『入居者の方々が悩みや苦しみを一人で抱え込まずに、職員や地域のサービス提供機関（地区自治会、地域包括支援センター、協力医療機関他）と共有する事でその気持ちが楽になり、明日からも笑顔で一日を過ごす事が出来る様な相談の拠り所としての機能が出来ており、その基盤が地域住民にも波及している。』その実現の為に具体的に以下の取り組みを行う。

生きていく上での根幹である、「起床 朝食 内服 活動 入浴 昼食 活動 夕食 就寝」の流れが快適で楽しく繰り返す事ができるように、入居者と共に暮らしながら我々は専門職として、入居者の体調の変化の兆しや数値から予測できる状態を早期に発見し未然に防ぐ事が出来るよう支援出来る能力を更に高めます。

入居者の方々も地域住民の一人として、縦割りや介護者、提供者と言う枠組みを超えて、様々な主体が「我が事」として捉え「丸ごと」として生活課題を共有し解決致します。

#### (2) エンドステ - ジケアの充実

##### <具体的な取り組み>

##### 目標達成のイメージ

『何処にも行きたくない。と言ったらいいですよ、いつまでもここに居て下さい。と言われて安心した。の実現に向けて具体的に以下の取り組みを行います。』

当事業所で持ち合わせている機能の限界ラインとそれを補うサ - ビス利用の調整を行ない、入居者が最期の場面を希望し場合に「ノ - 」と言わない生活環境の更なる充実を行います。

上記に向けて、入居者終焉時ガイドラインを作成し、全職員と関係機関で居有します。

### (3) 自然災害・感染症に備えた取り組み

#### <具体的な取り組み>

##### 目標達成のイメージ

『自然災害発生時又は感染症発生や拡大時に、事業所として適切な処置や対策又は情報を発信し、被害拡大が最小限に留める事ができた。継続した支援や対策が必要な場合であっても、それに必要な支援物資や最低三日間分確保出来ている。』

自然災害時、感染症発生時に於ける事業所が取るべき行動に関するマニュアルを整備し日々の活用と加筆修正が必要な場合速やかに対応を行います。

飲料水、食料、医薬品等を始めとする生活物資を適切に備蓄します。

食形態や咀嚼・嚥下能力に応じた食事形態のアセスメントを定期的を実施し、適切な食事形態で安全且つ美味しい食事提供を行います。

給食業務委託業者の淀川食品㈱と月一回の、給食委員会を開催し情報共有と嗜好状況を確認します。

同一建物内であるすずき内科クリニック合同で消防署と消防業者と連携し総合防災訓練を年2回(5月、10月)実施します(共同防火管理協議会としての活動)。

実際の火災を想定したより現実に近い形式での部分訓練を実施します。

防火権限者または防災担当者としての点検(居室力・テンの防災処理やコンセント確認・防火戸開閉に関する障害物・厨房内火気点検・避難経路の荷物点検)を毎月実施します。

### (4) 福祉人材育成と定着に向けた組織の強化

#### <具体的な取り組み>

##### 目標達成のイメージ

『個々の職員にとって働きやすい職場環境作りに努め、上司・部下・同僚関係で円滑で良好コミュニケーションを取りながら業務に専念しており、専門性の向上が計られている。』

先輩職員から後輩職員への語りかけや業務を通しての人材育成・福祉教育(OJT)

研修会への積極的参加(OFFJT)、宮崎県社会福祉研修センター主催の研修会のみならず、各種団体主催の研修にも積極的に参加をします。

回奇数月に開催する、ひだまり2号館との合同研修会での復命研修や勉強会を開催し人材育成や職員間のコミュニケーションの活性化を図ります。

取得も人材育成の重要な一環と考え、試験対策勉強会を開催し目的達成の一助になれるよう取り組みを行います。

離職の代名詞と言っても良いほどの福祉業界ですが、結婚後も・目標資格取得後も職場を離れることなく、社会福祉法人明照福祉会を誇りと愛情を以て生き活きと仕事ができる職場環境の整備を行うとともに、意見交換の場を設けながら職員のメンタルヘルスケア充実に取り組みます。

考課や個別面談を通しての仕事に対する理解度や今後の目標、またはキャリアデザインを明確に生産性の高い職場環境を整えます。

虐待チェックリスト等を活用し各自が自己の支援について振り返る機会を設け虐待の早期発見、早期対応に努めます。

### (5) 地域共生社会の実現に向けて

#### <具体的な取り組み>

##### 目標達成のイメージ

『向こう三軒両隣の関係が再現出来ている。』

柳丸自治会と連携し、地域課題に対し、当事業所が出来る事は何かの検討を行い、高齢者や障がい者や児童が住みやすい地域作りを目指します。

災害時等は施設機能を地域に向けて開放し、福祉避難所として活用します。

#### 4 年間事業予定

月	事業名等
4月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
5月	総合防災訓練一回目・江平保育園との交流会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
6月	4～6月生まれの方の誕生会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練 <b>第1回運営懇談会（家族・地域住民招待）</b>
7月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
8月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
9月	敬老会（デイサービスと合同）・7～9月生まれの方の誕生会・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
10月	総合防災訓練2回目・大運動会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
11月	江平保育園との交流会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
12月	10～12月生まれの方の誕生会・クリスマス忘年会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練 <b>第2回運営懇談会（家族・地域住民招待）</b>
1月	新年会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
2月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
3月	江平保育園との交流会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練

上記以外の毎月実施の行事等

- (1) すずき内科訪問診療を月2回実施及び訪問歯科診療を必要に応じて適宜実施。
- (2) 月2回の買い物の日を設け生活支援サービスを実施。
- (3) 外部からの移動出張理美容利用・衣類訪問販売・食料品の注文販売適宜・クリーニング、その他入居者生活の利便性を高める為の社会資源の活用。
- (4) 体重測定を月1回実施（毎月1日から3日の三日間）実施。
- (5) 毎朝のバイタル測定。
- (6) デイサービスセンター・ひだまり柳丸館との交流会及び合同行事。
- (7) 毎月の献立表配布及びインフォメーションボード活用。
- (8) 行事食の提供。

その他の会議・研修等

- (1) 定例会議：企画会議（管理者、生活相談員）淀川食品株式会社との給食会議（入居者代表参画）住宅型有料部門職員会議（入居者カファレス、行事検討会、復命研修）ひだまり2号館との合同研修会（奇数月）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修、県市介護支援専門員連絡協議会、その他必要と思われる会議
- (3) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係



# 那珂の郷

## 平成29年度事業計画

### 1 目 標

多機能事業所（就労支援、就労継続B型、生活介護、日中一時）としての機能を活かしたサービスの提供を図り、合理的配慮をしながら、利用者の社会的自立力を高めていきます。社会的自立力の大きな要素である経済的自立のための生産活動の充実を図り、利用者の工賃アップに努めていきます。また、障害者虐待防止への意識向上を図ります。

相談支援事業所や関係機関と連携をして、障がいのある方々の権利擁護の推進や合理的配慮をしながら、生活の自立の支援を図ります。

利用者、家族、地域のニーズを汲み取り、地域社会に貢献するために必要な社会福祉の在り方と「地域共生社会」に向けた取り組みを那珂の郷（障がい者福祉部門）として出来ることを検討していくとともに他の部門（児童、高齢者）との連携を図ります。

障害者部門でも報酬改定での報酬引き下げやサービスと報酬付与の要件項目の細分化、就労系事業の機能達成の強化、また、介護保険に寄り合おうとする制度の流れが見て取れます。現事業の運営の質的強化を図りながら、社会福祉法、障害者総合支援法等の改正に即した対応をしていくとともに、障がい児支援や高齢者（介護保険）と障害福祉サービスを一体的に提供できる「地域共生型サービス」等の動向の中で障害福祉部門としての使命を果たせるように取り組んでいきます。

### 2 基本方針

- (1) 各事業所の機能に応じて、利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を活かしたサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の活動への参加度合いと収益の向上を目指して利用者の工賃アップに努めます。
- (3) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (4) 地域イベント等に積極的に参加するとともに、地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。
- (5) 職員の支援能力を総合的に高めていきます。
- (6) 災害に備えた取り組みをしていきます。

### 3 重点事業

#### (1) 個に応じた支援計画の作成

各事業所の機能と専門性を踏まえた上で、利用者の興味、関心、能力、個性を適正に把握し、また、サービス等利用計画をもとに個々の利用者に応じた支援計画を作成します。

利用者のニーズとストレングスモデルに着目して、PDCAサイクルを踏まえたモニタリング、個別支援計画を作成し実行していきます。

専門的知識を習得していきながら、利用者が安心して通所できる環境を提供し、利用者の可能性を見つけて広げていける視点で取り組み、個別支援は繋がっており、利用者の人生を支援しているという専門性と責任を持てる職員を目指します。

関係する研修の参加、職員が担当利用者だけでなく利用者全員の個別支援計画を知ることができるよう取り組んでいきます。

#### (2) 生産活動の充実と工賃アップの推進

平成28年度は工賃の支払い構造を見直しました。各事業所共通して利用者が工賃を得る喜びが持てる生産活動の提供と活動の中で利用者の関わる度合いを高めるため、個々人の強みを活かし、障がい特性に合わせ合理的配慮をした質的、物的な環境を整備して利用者の働きと生産性が繋がっている支援ができることを目指します。

B型事業所は生産活動の収益を上げることで工賃原資を獲得し、目標工賃の達成に取り組んでいきます。

就労移行は利用者が新たに入れ替わります。就労支援で個々の利用者のスキルアップを目指した作業プログラムを実施して就労を含めた利用者個々人の将来を考える支援に取り組んでいきます。

生活介護は様々な作業や活動の工程の中で出来る事や「どうすればできるか」「何が原因か」等の視点を持って利用者に関わることに取り組んでいきます。

### **(3) 関係機関との連携の充実**

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

各相談支援事業所や支援学校、就労センター等との関係機関と連携し生活支援や就労支援で必要に応じて対応していきます。

相談支援センター明照と連携し「共生型サービス」をテーマに情報等の把握や障害者福祉部門として取り組めることを検討していきます。

特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、実習生一人ひとりに応じた手厚い支援に努めます。

### **(4) 地域への貢献**

地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。

那珂の郷の会（保護者の会）の懇親会に参加するなど、積極的に保護者との交流を深め、保護者との連携強化を図ります。

- ・施設への苦情には、誠意を持って速やかな対応に努めます。
- ・保護者会と連携をして、交流を深めていきます。
- ・保護者がいつでも施設へ来られるような雰囲気づくりに努めます。

高齢者部門の配食サービスを就労継続事業として出来ないかを検討していきます。

「地域共生社会」への取り組みでの法人、障害者福祉部門の機能、役割を検討していきます。

### **(5) 職員研修の充実**

職員の利用者への支援能力を高める取り組みを行います。各事業所間の連携を図り保護者の要望に答えられるよう、職員の支援能力を高めます。施設外研修へも積極的に参加し、事業所毎の知識を深め、職員のレベルアップを図ります。

職員の経験年数や職種に応じてキャリアアップ研修に参加して組織が健全に機能して処遇の改善に繋がることを目指します。

利用者に関わることを検討していくことは虐待防止に繋がっていると捉えた「サービス向上検討会」が機能するよう会議、研修を実施します。

障がい特性や強度行動障害等の研修に積極的に参加して専門性を高めます。

福祉の動向などにも全職員が意識できるようにします。

### **(6) 災害に備えた取り組み**

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

防災訓練を通して職員は非常時に対応できるようするとともに、ハザードマップ等を掲示して利用者への理解を促します。

災害時の避難場所として要請があったときには速やかに開放できるよう備えます。

#### 4 年間事業計画

月	事業名等
4月	合同交流会 新規利用者歓迎会、那珂の郷の会保護者会
5月	合同交流会 園外レク遠足
6月	合同交流会 誕生会
7月	合同交流会 スイカ割り大会、ミニプール遊び
8月	合同交流会 七夕、夏祭り、合同防災訓練
9月	合同交流会 誕生会、収穫祭、遠足
10月	合同交流会 運動会
11月	合同交流会 園外レク遠足
12月	合同交流会 餅つき大会、新田原基地航空祭前日見学(予定)、誕生会、クリスマス会
1月	合同交流会 新年会、鏡開き、成人祝い、ボーリング大会
2月	合同交流会 節分、合同防災訓練
3月	合同交流会 園外レク遠足、誕生会

その他、毎月実施する行事等

(1) 全事業所

バイタルチェック・ロッカー整理  
 車両整備  
 レクダンス  
 移動図書館での本の借用と返却

(2) 就労継続支援事業B型

生産活動（農耕・手工芸・食品加工）  
 施設外就労

(3) 就労移行支援事業

施設内生産活動  
 施設外就労  
 職場実習  
 ハローワーク訪問（その他サポート機関利用）

(4) 生活介護事業

生産活動、創作活動、音楽活動、美化活動、運動、調理実習、生活訓練、社会見学、施設間交流会、余暇活動、販売所納品集金、生産品配達、回収（アルミ缶等）

(5) 日中一時支援事業

公共施設の利用  
 カラオケ支援  
 ファミリーレストランでの外出支援、食事支援等  
 金銭管理支援（昼食代）  
 買物支援（金銭管理支援）  
 地域のイベント参加  
 運動  
 ゲーム

事業別の個別の計画は、次ページ以降のとおり。

## 就労継続支援B型事業

### 1 目的

利用者が働くことを通して、自己の存在感を見出し、将来、地域での自立した生活を展望できる支援体制づくりを目指します。

### 2 基本方針

利用者の障がいの程度、特性に応じたサービスの提供に努めていきます。そのために、社会性や協調性を身に付けられるよう一人ひとりのニーズを把握し、必要とするサービスを考え、個別支援計画を作成した上でサービス提供に努めます。

また、生産活動を充実させ、利用者のスキルアップを図っていくとともに工賃アップに努めていきます。

### 3 重点事業

#### (1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高めるとともに満足度向上に努め、サービス等利用計画を基に個々に応じた個別支援計画書を作成し、定期的にモニタリングを行い新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供連絡表やサービス提供記録票を基に利用者、家族に日々のサービス内容や連絡等を行い満足度向上に努めます。

三者面談を行い、利用者・家族のニーズを把握したうえで個別支援計画書を作成し、個々にあったサービスに努めます。

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

#### (2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の豊かな信頼関係を構築し合理的配慮をしながらサービスに努めます。

合同交流会の充実を図ります。

コミュニケーションを図る際に必要な手段等を用いて支援していきます。

#### (3) 基本的生活習慣の育成

基本的生活習慣を習得できるよう、個々の利用者に応じた支援に努めます。

身嗜みの支援、健康管理、生活リズムの確立に努めていきます。

#### (4) 社会性の育成

利用者が地域生活での自信や自覚を持ち、自立した生活を送ることができる能力を身に付けることができるよう努めます。

園外でのレクリエーションを通して、公共の場でのマナー等必要な知識が身に付けられるよう支援します。

販売等への参加、近隣の田畑での環境整備等地域への貢献につながるよう努めます。

#### (5) 生産活動の充実・工賃アップの推進

必要な知識・技術を身に付け、販売、生産活動の立案を行い、充実を図ります。また、信頼を得られる安心安全な商品づくりに努め、利用者の活動参加の度合いを高め、売上高の向上に努めます。

生産活動に必要な知識・技術を身につけ、利用者のスキルの向上を図ります。

生産計画やニーズに合わせた商品企画に取り組み収益の拡大に努めます。

地域イベント等に積極的に参加し、販売場所の開拓を行っていきます。

#### (6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

### 4 年間事業予定

P 5 2 を参照

## 就労移行支援事業

### 1 目標

利用者の就労を目指します。

### 2 基本方針

利用者の権利擁護に努め、社会的自立、就労へと繋げるための取り組みを行います。

### 3 重点事業

#### (1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高め満足度向上に努め、新たな課題や問題にも対応します。

- ・ サービス提供連絡表
- ・ サービス提供記録票
- ・ 個別支援計画書の作成
- ・ 利用者、保護者、施設での三者面談
- ・ 相談支援員との担当者会議にて情報の共有

#### (2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者職員との信頼関係をもとにした活動に努めます。

- ・ 共同作業、流れ作業等チームワーク作業への取り組み
- ・ 他事業所との合同作業、行事への取り組み

#### (3) 基本的な生活習慣の育成

社会参加と自立支援に努めます。

- ・ 基本的な挨拶訓練
- ・ 身嗜み確認
- ・ 報告・連絡・相談の徹底

#### (4) 社会性の育成

地域生活の充実をめざし、地域貢献にも取り組みます。

- ・ 近隣の公園等も視野に入れた環境整備等の訓練
- ・ 近隣の公共施設、公園等でのレクリエーション

#### (5) 訓練活動の充実

生活面の自立、社会生活と就労に必要な知識・技術の訓練を行います。

- ・ 施設外就労
- ・ 宮崎地区就労担当者会にて、ハローワーク、県、労働局、その他の関係機関からの情報の収集、実習への参加
- ・ 公共交通機関を利用した通勤訓練（施設外訓練）

#### (6) 求職活動の推進

求職活動を各関係機関と協力し、行います。

- ・ 公共職業安定所への登録
- ・ 障害者職業・生活支援センターへの登録
- ・ 合同面接会や企業見学等への参加

#### (7) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

- ・ 各関係機関の立会のもと訓練を実施

### 4 年間事業予定

P 5 2 を参照

## 生活介護事業

### 1 目標

地域に貢献し、合理的配慮しながら利用者の社会的自立を高めていきます。

### 2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を生かしたサービスに努めます。
- (2) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (3) 生活介護は「明るく、楽しく、元気よく」
- (4) 活動は「やって見せ、やらせて、褒めて、言い聞かせ」

### 3 重点事業

#### (1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

サービス提供連絡表を通して日々の業務内容等の連絡を行い、保護者とのコミュニケーションに努めます。

サービス提供記録票を作成し支援内容等を記録します。

6ヶ月ごとにモニタリングを行い、三者面談で保護者の要望を取り入れた個別支援計画書を作成します。

#### (2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員：いろいろな活動をする中で信頼関係の構築に努めます。

利用者相互：他事業所との合同レクリエーション、各行事での交流を図ります。

保護者と職員：利用者の施設生活での情報の共有を行います。

#### (3) 基本的な生活習慣の育成

生活訓練を取り入れたプログラムを作成します。

自立を促すため、日常生活における細やかな支援を行います。

#### (4) 社会性の育成

公共施設の利用及び社会見学によって見聞をひろめます。

社会で生活していく上で最低限のマナーやスキル向上のための支援を行います  
各施設訪問（プリント配布、米配達等）での挨拶等、生活訓練を活します

#### (5) 生産活動の充実

限りある資源（アルミ缶、鉄屑、廃油等）の回収に努めます。

生産品の配達、販売所納品集金（農作物・さをり織り・工芸品等）を行います。

過大不燃物（家電・自転車等）回収を行います。

利用者に過重な負担とならないよう配慮します。

#### (6) 余暇活動の充実

季節に応じた行事計画を立てます。

回収・配達等の移動は、ドライブ等を兼ねます。

創作活動や音楽、カラオケ、スポーツでの自己表現が出来るよう支援します。

#### (7) 家族会との連携強化

苦情の対処においては真摯な態度で臨みます。

問題解決のため家族会との密な報告、連絡、相談を行います。

#### (8) 災害に備えた取り組み

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

ハザードマップの活用をします。

### 4 年間事業予定

P 5 2 を参照

## 日中一時支援事業

### 1 目的

- (1) 在宅における介護が困難な家族の負担軽減に努めます。

### 2 基本方針

- (1) 障がい程度や特性に応じたサービスの提供に努めていきます。
- (2) 日中一時支援事業の契約数と利用実績の拡大に努めていきます。
- (3) 特別支援学校生の受け入れを積極的に行っていきます。
- (4) 相談支援事業との連携を図ります。

### 3 重点事業

#### (1) 利用者の理解と個別に応じた支援内容の実施

個々の利用者に応じたサービスの提供に努めます。

利用者の興味・能力・関心・個性を把握しサービスに努めます

見守りや日常的な訓練の中で合理的配慮を行い、施設内外のサービスに努めます

常に安全に危機管理を持って支援に努めます

#### (2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の間関係、保護者と職員の間関係の構築に努めます。

利用者や保護者との交流に積極的に参加します

利用者一人ひとりとコミュニケーションを大切にします

#### (3) 基本的生活習慣の育成

地域で生活することを目標に、基本的生活習慣の習得に努めます。

身嗜みの確認

礼儀作法の習得

#### (4) 社会性の育成

社会参加できる能力を身に付けさせ、地域社会で楽しく生活できるよう支援に努めます。

公共施設の利用や、イベントに積極的に参加して地域の方々との交流を深めます。

ファミリーレストランでの昼食マナー支援を行います

買い物学習と金銭管理支援に努めます

#### (5) 家族との連携強化

利用者の施設への苦情には常に誠意と意識を持って対応するとともに家族の願い等も誠意で対応し、家族との信頼関係の構築を目指します。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用の促しも積極的に行っていきます。

利用者の保護者にも気軽に施設見学ができるよう声かけし、日中一時支援事業の利用について積極的に説明を行っていきます。

#### (6) 災害に備えた取り組み

日頃から災害に対する意識を高める。

定期的に防災訓練を実施し災害に備えます。

### 4 年間事業予定

P 5 2 を参照

# 地域公益活動 平成29年度事業計画

改正社会福祉法により、社会福祉法人は、地域公益活動を行うことが法律上、義務化されました。しかし、社会福祉法人の成り立ちを見ると、地域社会に対して公益的な活動を行うことは当然のことであり、本会もその認識のもと、これまでも様々な取り組みを行ってきましたし、これからも、地域にとって必要なことに積極的に挑戦していきます。その中でも、児童福祉部門の「さどわらスマイルクラブ」と高齢者福祉部門の「配食サービス」について個別の事業計画を作成し、さらに内容を充実し、取り組みます。

## スマイルクラブ

### 1 目的

- (1) 乳幼児期を中心とする子育て中の保護者支援を継続的に行います。
- (2) 子どもの姿をありのままにとらえ、保護者としてどう対処したらよいか、その養育姿勢の向上を支援します。
- (3) 子どもとともに伸びゆく保護者の幸せづくりに貢献し、この地域に住んで良かったという実感づくりに努めます。

### 2 基本方針

近年、子育て世帯をとりまく状況は、核家族化が進むとともに親の就労率も高まり複雑な世情も反映して、育児についての様々な問題や悩みが急増しています。このような中において、社会福祉の増進を図る上で、子育て支援は重要課題となっており、今後、ますますそのニーズは多様化していくと予想されます。

そこで、本会の児童福祉部門の認可保育所と幼保連携型認定こども園の計3施設による協働で、これらの施設の保護者に限らず、地域全体に参加を呼びかけ「さどわらスマイルクラブ」活動を行います。その中で、子育ての基礎的な素養や態度についての学びの機会をつくり、育児不安や悩みからの解消を支援するとともに、親同士のネットワークづくりや心の癒しに貢献し、生き生きとした楽しい子育てライフを応援します。

### 3 重点事業

#### (1) 子育て教室(ペアレントトレーニング)

宮崎大学との共同開催により、トレーナーの有資格者等が「養育スキル」を伝えるとともに、子育て相談に応じます。

#### (2) レクリエーション

保護者が楽しく参加できるレクリエーションを行い、子育ての喜びや楽しみを感じていただくとともに、親同士のネットワークづくりに貢献します。

#### (3) 救急法講座

夏季と冬季に児童対象の救急法講座を行い、救命法や事故等の対応を学んでいただきます。

#### (4) スマイルサロン

定期的にサロンを開催し、保護者が集い合いリフレッシュやコミュニティの発生となる基地を提供し、継続的に支援します。



#### 4 年間事業計画

月	事業名等
4月	スマイルサロン立ち上げ準備のための協議開始
4月～5月	年間プログラムへの参加募集開始
6月～7月	子育て教室幼児版（ペアレントトレーニング）5回講座
6月	保護者向け救急法講座（夏）
6月	スマイルサロン開始（年間）
9月	視察研修（秋のお出かけ）
10月	お楽しみコンサート
11月	保護者向け救急法講座（冬）
12月	お正月飾り製作
1月～2月	子育て教室小学準備版（ペアレントトレーニング）5回講座
3月	子育て今昔物語 地域文化遺産見学

## 配食サービス

### 1 目的

どのような状態になっても、住み慣れた地域や自宅で住み続けることができるための支援（サービス）として、生活の安心と食の楽しみをお届けします。

### 2 基本方針

平成25年4月から、明照デイサービスセンター利用者のニーズに応えるために開始した配食サービスも4年が経過しようとしています。今では地域になくはならない存在にまで認められた地域貢献の取組となっています。生きていくために「食」は必要であり、食の「支援」から食を「楽しむ」ことができる事業に成長していかなければなりません。そのためには、安心・安全は不可欠であり、調理や配送時の徹底した衛生管理、利用者の望まれる食の提供として持病がある方への個別的な対応や、ニーズ調査に基づく献立の作成、事業所間の垣根を越え法人内管理栄養士（栄養士も含む）に協力を得た栄養バランスの整った献立の立案など、更なる質の向上に努めていきます。

これまでは利用対象者を高齢者と限定しサービス提供を行なっていましたが、地域で食に困っている方は高齢者のみではありません。そこで、利用対象者の裾野を広げ障がい者等でも必要であれば利用できるように、法人内の障がい福祉部門等と連携を図りながら事業を推進していきます。

また、安否確認のサービスも非常に期待されています。利用者の中には、自発的に悩みや相談を申し出る方だけではありませんので、配達の際に日頃との違いに気付くための状態観察能力の向上や、コミュニケーションの充実に努め、関係機関との連携強化に努め、適切な対応を行なっていきます。

最後に、地域貢献事業（公益活動）として行なっている事業ですが、効率的な運営努力を行ない収支のバランスが図れた事業経営にも努めてきます。

### 3 重点事業

#### (1) 安心・安全な食の提供に努めていきます。

老朽化している厨房設備ですが、厨房設備及び運搬車両の毎日の清掃と点検に努めて衛生管理の行き届いたサービス提供に努めていきます。

点検表を作成し毎日業務日誌として全職員で確認できる仕組みを作る。

適切な食材管理及び取り扱いの徹底を行ないます。

点検表を作成し毎日業務日誌として全職員で確認できる仕組みを作る。

日頃行き届かないところの清掃を徹底していきます。（月1回以上）

点検表を作成し全職員で確認できる仕組みを作る。

事業所間の垣根を越え法人内管理栄養士（栄養士も含む）に協力を得た形での栄養バランスの整った献立の立案など更なる質の向上に努めていきます。

調理部門会議で検討し、平成29年度中に仕組みを作り実践

#### (2) 楽しみとして持てる食の提供に努めていきます。

各事業所、検食を通した利用者目線の意見の共有と、そのことへのニーズ達成の確実なアクションを実施していきます。

サイボウズを通して、意見を共有化し改善および解決レベルに応じた適切な対応に努める。（調理職員会議で細かく協議：月1回以上）

定期的な満足度調査の継続と回収率向上に向けた創意工夫を行い、利用者ニーズを定期的に把握し満足度を高める対応に努めていきます。（半年1回以上）

アンケート回収率をあげる工夫として、どのような対応工夫が必要かを検討した上でアンケートを実施する。

様々な病気を抱えている利用者への配慮も必要です。糖尿病や腎機能低下による食事制限がある方への別メニューの開発に取り組みます。

**(3) 高齢者のみならず障害者など、生活していく上で食を必要としている全ての地域の方々へサービス提供が行なえるように裾野を広げた事業を行ないます。**

対象利用者を障害者にもサービス提供が出来るように契約書等を見直し地域において食について困った方であればどなたでも利用できるような裾野を広げたサービス事業に努めていきます。

障害分野等の専門性も熟知しておく必要があるため、法人内連携強化に努め定期的な研修などで学ぶ機会を作ります。

**(4) 安否確認の期待に応えられるよう、必要な知識や技術を習得し適切な対応が行なえるように努めていきます。**

ご利用頂いている利用者は、独居世帯、高齢者のみ世帯といった利用者が大半を占めています。普段から、様々な悩みを抱え在宅生活を続けられていますので、日頃の配達の際に、その悩みを聴き、適切な助言を行なうことや、その場での解決が難しい場合は、関係機関と連携をとり、安心した生活が送れるように支援していきます。

緊急時に迅速かつ適切な対応が行なえるように、心配蘇生法などの必要な研修を定期的に行います。(年2回以上)

配達の際に、日頃との違いに気付くための状態観察能力向上やコミュニケーション充実に努めていきます。

**(5) 経営及び運営のバランスをとりながら事業を遂行していきます。**

申し込みから利用まで、緊急時のサービスについても柔軟に、迅速に対応することでサービスの充実化とともに経営安定を目指します。

効率的な業務の遂行を行い、人件費を最小限に留めながら高質なサービス提供が行なえるように努力していきます。

材料費等のコスト削減を常に意識しながら、発注方法や調理方法の工夫を行ないます。

食数に応じた適正な食材の発注は勿論ですが、キャンセル等の食数変更による残材料を効率的に使用していきます。

設備や必要備品を丁寧かつ大事に使用し、修繕費や購入費を抑えます。

利用対象者(高齢者のみの支援だけではなく)の拡大を図る事でサービスの充実化とともに経営安定を目指します。